

年金制度改正の最新動向

令和7年9月5日

本日の講演のうち意見を述べた部分については、個人の見解であり、所属組織の公式的な見解を表すものではありません。

厚生労働省 年金局年金課
和田 幸典

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

年金制度の考え方

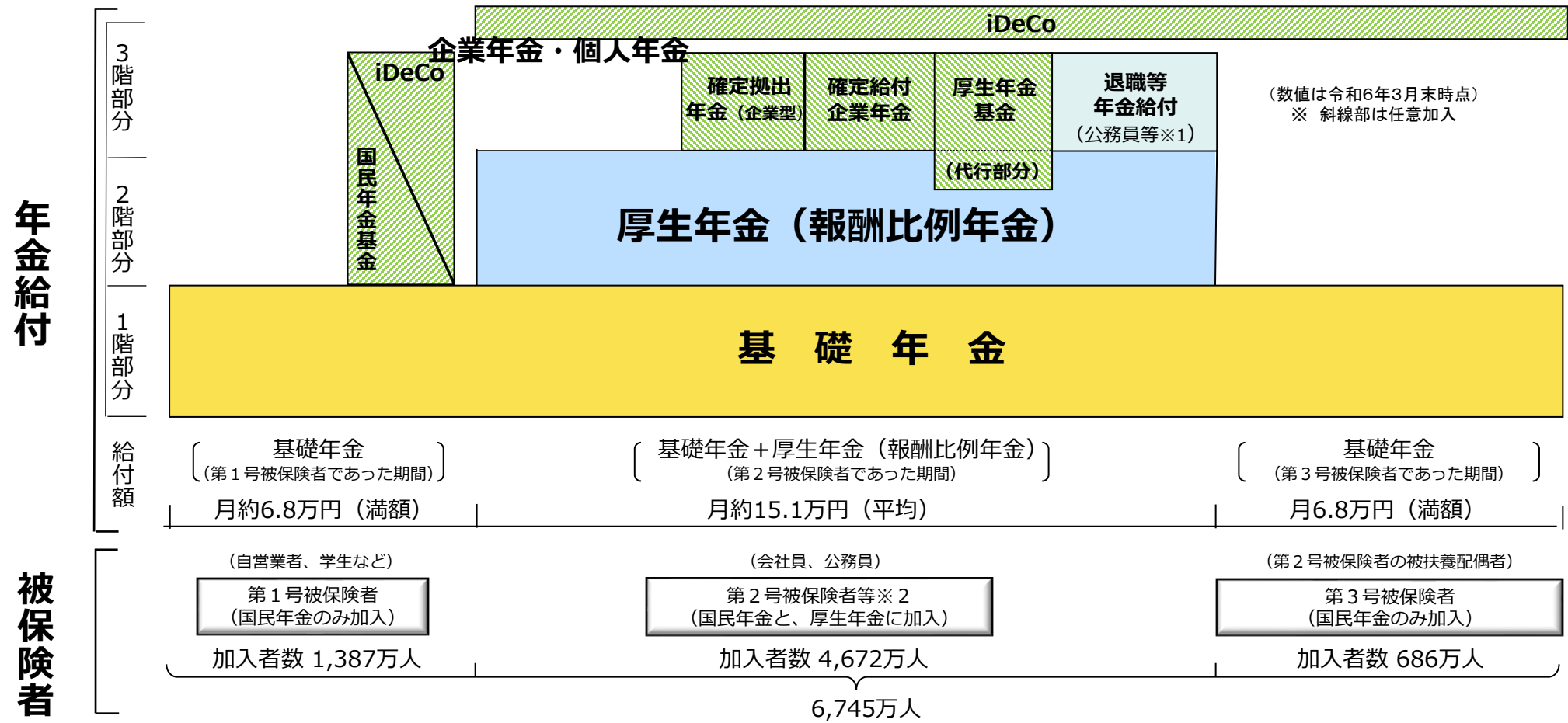
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金制度の仕組み

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。
ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて
貯蓄をして
も・・・

人は、何歳まで生きるかは
予測できない

いつ、障害を負ったり、配偶
者を亡くすか、わからない

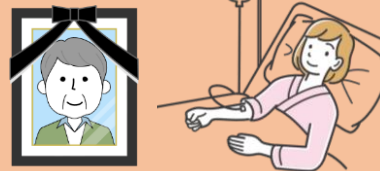
50年後の物価や賃金の
変動は予測できない

公的年金の 3つの特徴

① 終身の支給



② 障害年金・遺族年金の支給



③ 物価、賃金に応じた年金の支給



② 障害を負う可能性もあり

① 何歳まで生きるかわからない

20歳



45年後

65歳



?

物価や賃金の水準の変化は予測できない (1965年 → 2020年)



カレーライス 1皿
105円 → 714円(6.8倍)



ノートブック 1冊
30円 → 162円(5.4倍)

③



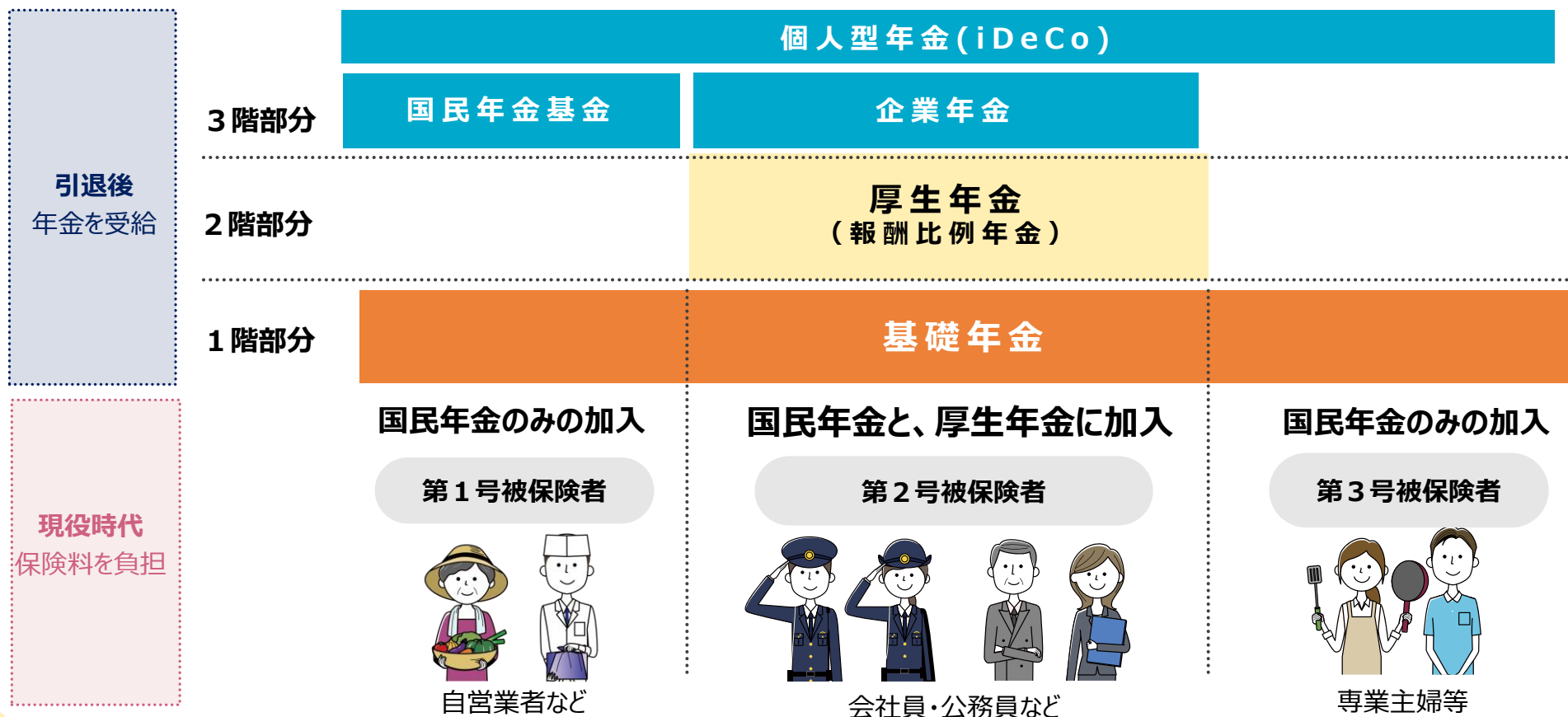
貯金には無い
特徴だね！

公的年金は、生涯にわたる「保険」

年金制度の基本的な仕組み

- ✓ 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

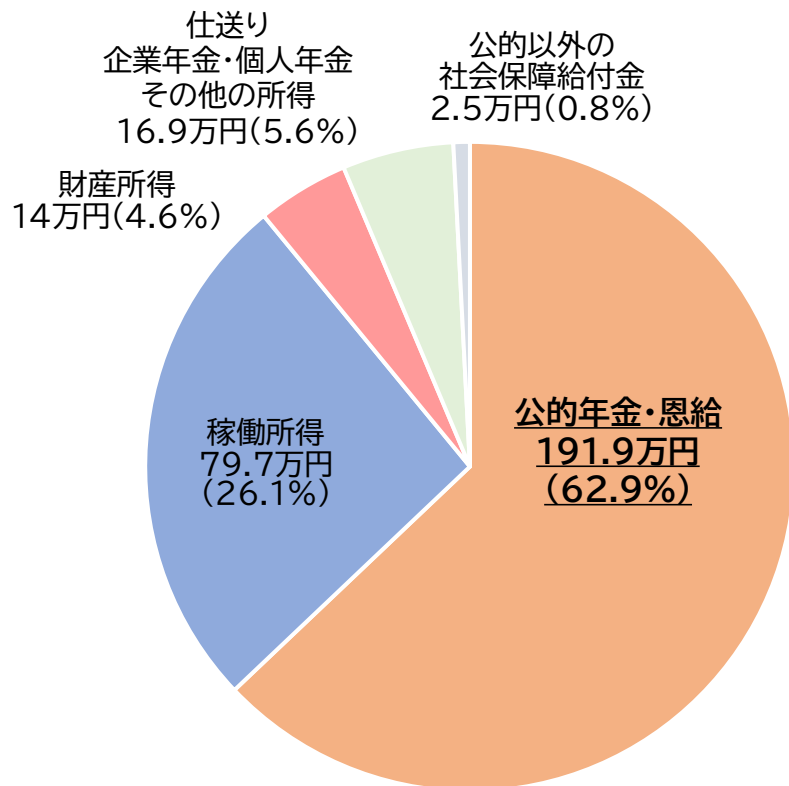
■ …※任意加入



高齢者世帯での年金の役割

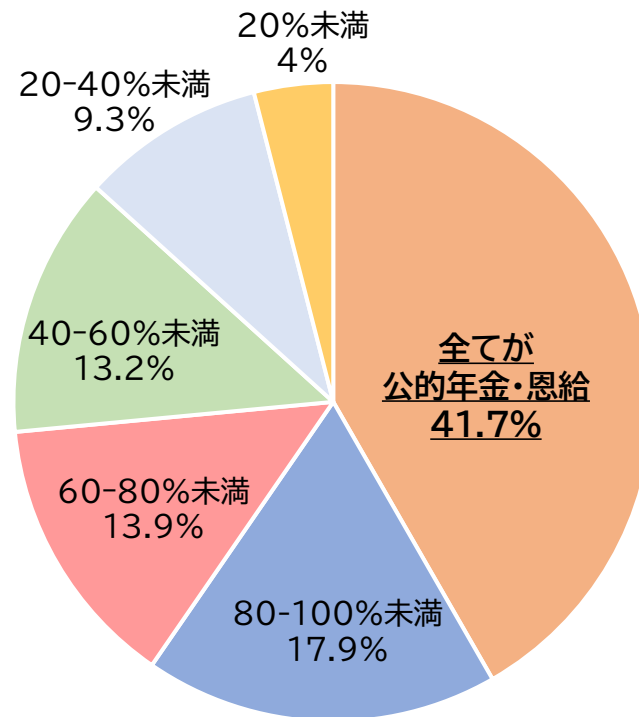
年金は高齢者世帯の収入の約 6 割

高齢者世帯1世帯あたり平均所得金額 304.9万円



5 割弱の高齢者世帯が年金だけで生活

公的年金・恩給が総所得に占める割合



出典:厚生労働省「2023年国民生活基礎調査」

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

地域経済を支える役割



対家計最終消費支出比上位7県

都道府県名（高齢化率）	対家計最終消費支出比	対県民所得比
山口県（35.3%）	24.6%	17.1%
鳥取県（33.3%）	22.3%	19.3%
福井県（31.5%）	22.2%	14.4%
島根県（35.0%）	22.1%	17.2%
新潟県（33.8%）	21.9%	16.6%
岐阜県（31.2%）	21.9%	15.1%
長野県（32.7%）	21.8%	16.8%

高齢化率：総務省「人口推計」（令和5年10月1日現在）

都道府県別年金総額：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」（令和2年度）をもとに作成
（厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額）

県民所得・家計最終消費支出：内閣府「県民経済計算」（令和2年度）

令和6年財政検証の結果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

財政検証について

2004（平成16）年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ（最終保険料（率）は国民年金17,000円（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む（国民年金）
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入
- 積立金の活用（おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる）
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

5年ごとに
チェック

← 経済や人口の変化を考慮

財政見通しの作成

給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

を行い、年金財政の健全性を検証する

次の財政検証までに所得代替率（※）が50%を下回ると予想される場合は、年金の給付額の調整を終了します。
また、他の対策を講じながら、給付と負担のバランスを見直し、必要な措置を取ります。

※**所得代替率**… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の割合を示します。

	所得代替率	=	 夫婦 2 人の基礎年金 + 夫の報酬比例部分 	÷	現役男子の平均手取り収入額 
2024年度	61.2%	=	13.4万円 + 9.2万円	÷	37.0万円
			基礎年金の代替率:36.2%		比例年金の代替率:25.0%

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6(2024)年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の
所得代替率※
(2024年度)

所得代替率

61.2%

比例：25.0%
基礎：36.2%



夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金

13.4万円 + 9.2万円



現役男子の平均手取り収入額

37.0万円

※公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の割合を示します。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度です。

労働力の前提

成長実現・
労働参加進展



成長率
ベースライン・
労働参加漸進



一人当たり
ゼロ成長・労働
参加現状



高

55%

50%

低

高成長実現ケース 56.9%

(2039)

比例：25.0%（調整なし）
基礎：31.9%（2039）

成長型経済移行・
継続ケース 57.6%

(2037)

比例：25.0%（調整なし）
基礎：32.6%（2037）

過去30年投影
ケース 50.4%

(2057)

比例：24.9%（2026）
基礎：25.5%（2057）

1人あたりゼロ成長ケース

給付水準の調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金なくなり、完全な賦課方式へ移行。保険料と国庫負担で賄える給付水準は所得代替率約37%～33%となります（2059年度時点では50.1%）。

実質賃金
上昇率

実質的な
運用利回り
<スプレッド>

実質経済
成長率

2034年度以降
30年平均

2.0%

1.4%

1.6%

1.5%

1.7%

1.1%

0.5%

1.7%

▲0.1%

0.1%

1.3%

▲0.7%

※ 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。

注：試算における人口の前提は、中位推計。

令和6(2024)年財政検証結果の概略

－ 5年後(2029年度)及び調整終了後の所得代替率 －

法律では、次の財政検証までに**所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、改善に必要な対応を行う**ことになっています。

5年後の2029年度の所得代替率は4つの経済前提のケースで59.4%から60.3%となり、**いずれも50%を上回っています。**

キーワード

所得代替率：年金を受け取り始める時点（65歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（ボーナス込み）と比較してどのくらいの割合かを示すもの

いずれも
50%以上



2024年度

61.2%

2029年度

調整終了時

() 内は
調整終了年度

高成長実現

60.3%

56.9% (2039)

2039年度
以降横ばい

成長型経済
移行・継続

60.3%

57.6% (2037)

2037年度
以降横ばい

過去30年
投影

60.1%

50.4% (2057)

2057年度
以降横ばい

1人あたり
ゼロ成長

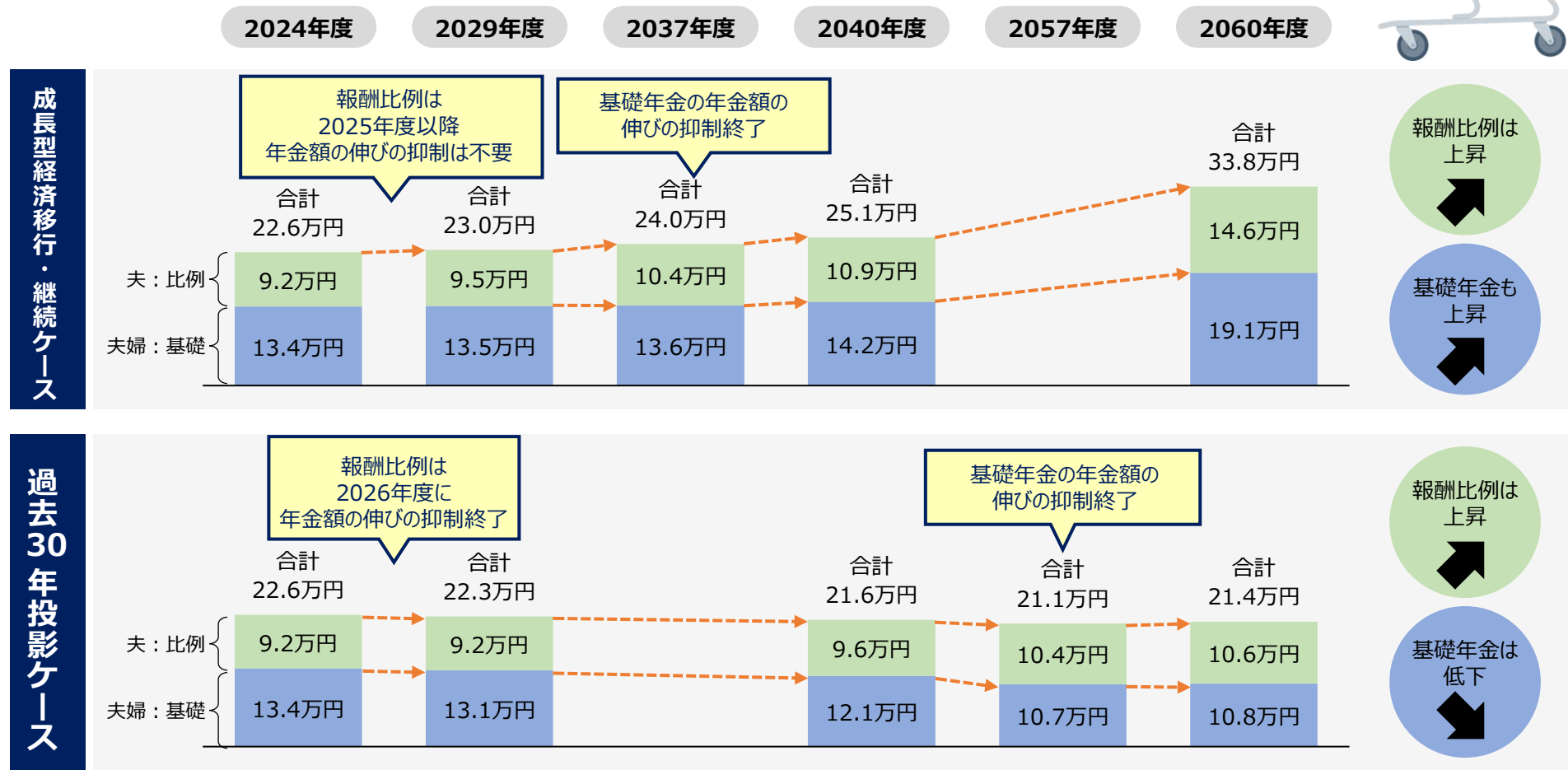
59.4%

機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は
2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
2059年度の所得代替率は**50.1%**。

注：試算における人口の前提は、中位推計。

将来の年金額の見通し(モデル年金)

- 2024年の時点での商品やサービスをどの程度買うことができるかという視点(購買力)から見た将来の実質的な年金額は、**成長型経済移行・継続ケースでは報酬比例・基礎年金ともに上昇**します。
 - 過去30年投影ケースでは、**報酬比例は上昇**するものの、**基礎年金が低下**します。
- 基礎年金だけで暮らしている世帯や基礎年金の占める割合が高い**低所得層にとっては影響が大きくなります。**



注：試算における人口の前提は、中位推計。

世代別にみた将来の平均年金額や年金額分布の変化

現在65歳の人の受け取る年金額と、現在30歳の人将来受け取る年金額を比較すると、成長型経済移行・継続ケースでは、**実質賃金上昇率が高いことや、働く人の増加を背景に厚生年金の加入期間が伸びることで、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇します。年金額の分布も、低年金者が減少する見通しです。**

キーワード

実質賃金：賃金所得が全て消費に充てられたとしたらどれほどの物を購入する力を有することになるかを計算しようとするものです。

＜男性の平均年金額＞

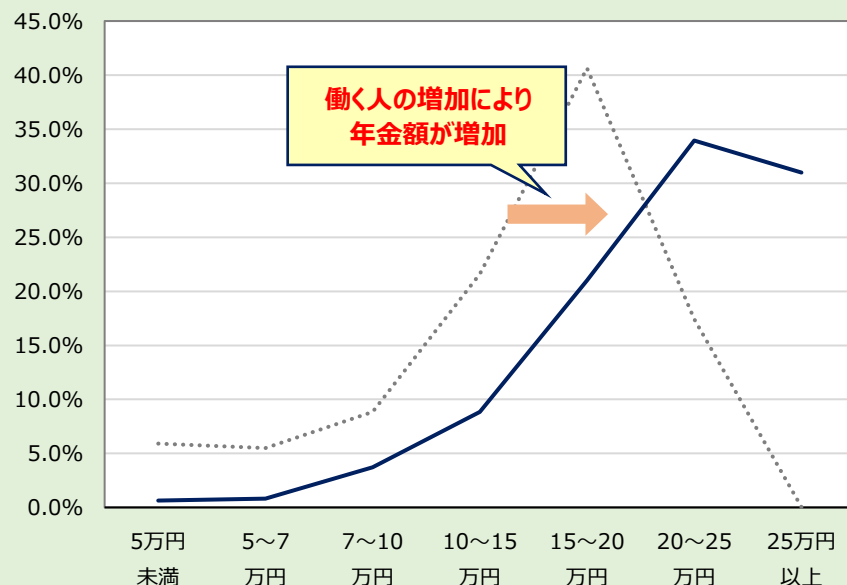
	平均年金月額
1959年度生＜65歳＞	14.9万円
1994年度生＜30歳＞	21.6万円

＜女性の平均年金額＞

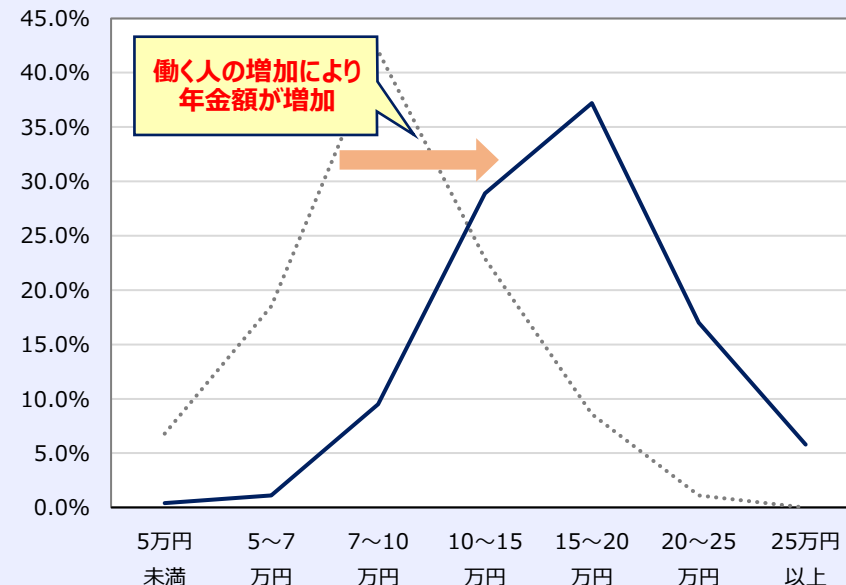
	平均年金月額
1959年度生＜65歳＞	9.3万円
1994年度生＜30歳＞	16.4万円

成長型経済移行・継続ケース ※年金額は物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。

＜男性＞



＜女性＞

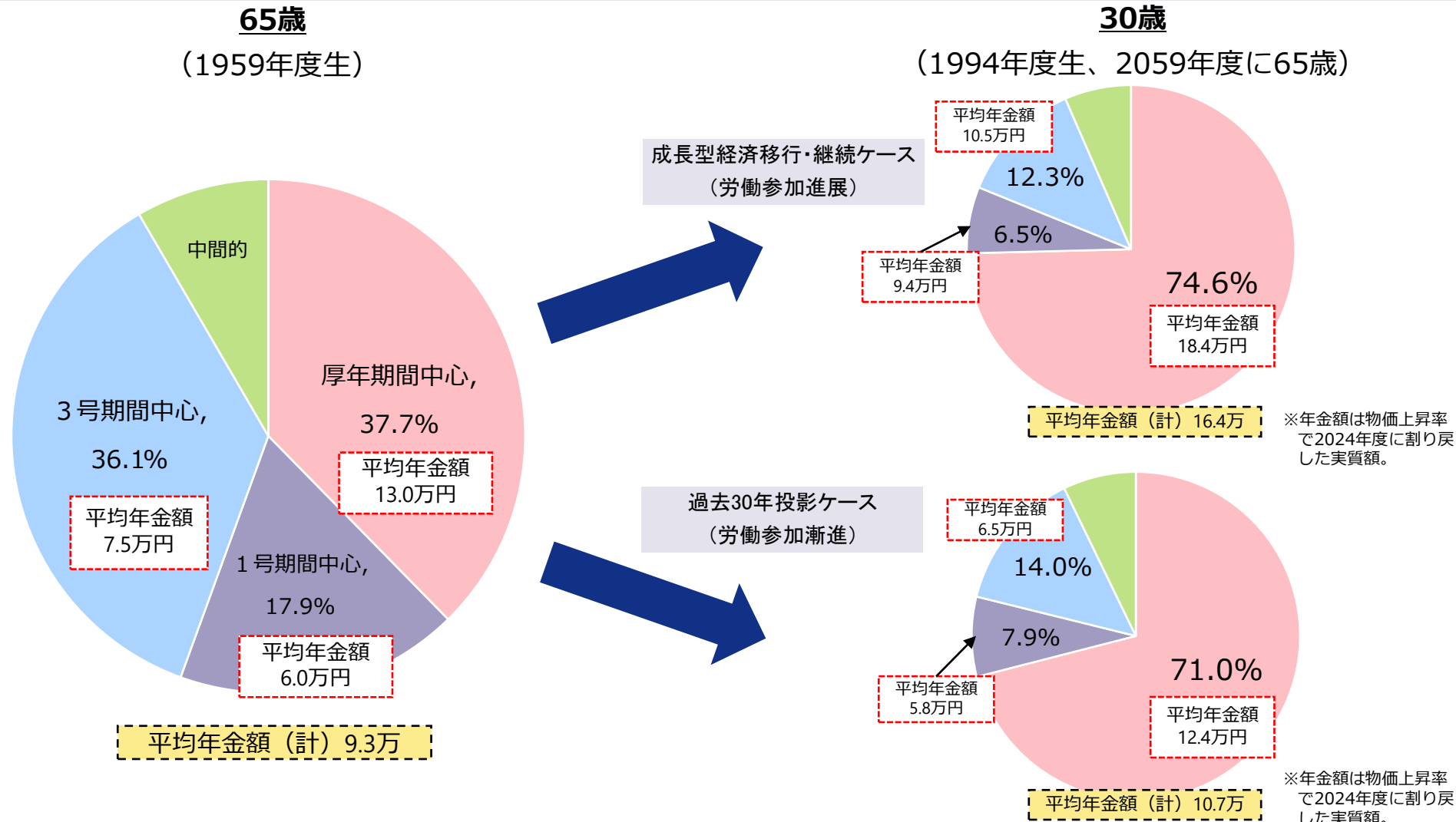


注：試算における人口の前提は、中位推計。

..... 1959年度生＜65歳＞ — 1994年度生＜30歳＞

現役時代の経歴類型の変化（女性）

- 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間や3号期間中心の者が減少する見通し。特に女性は、厚生年金に加入しながら働く者の増加による将来の平均年金額の伸びや低年金の減少が大きい。



※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

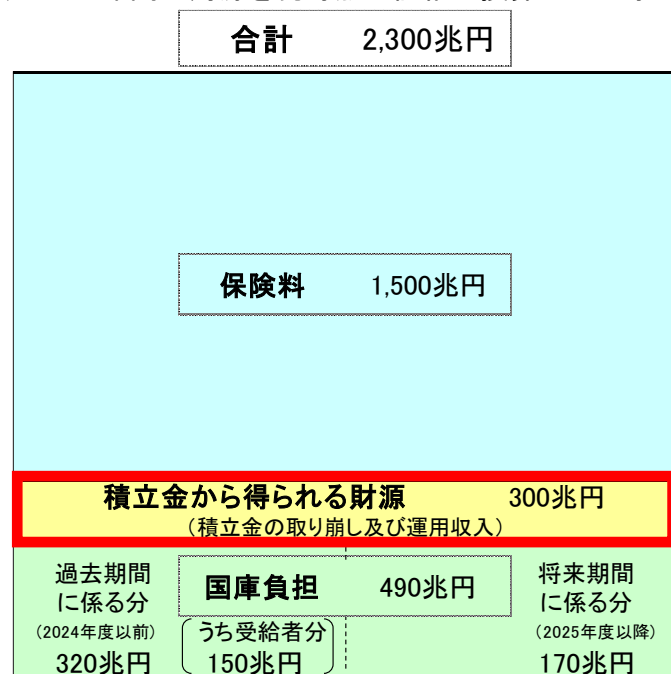
※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源(保険料収入・国庫負担・積立金活用)の均衡が図られている。
今後、概ね100年間の年金給付総額(2,300兆円)のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度(300兆円)。よって、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は、年金給付に大きな影響を与えない。

＜概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳＞

金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの



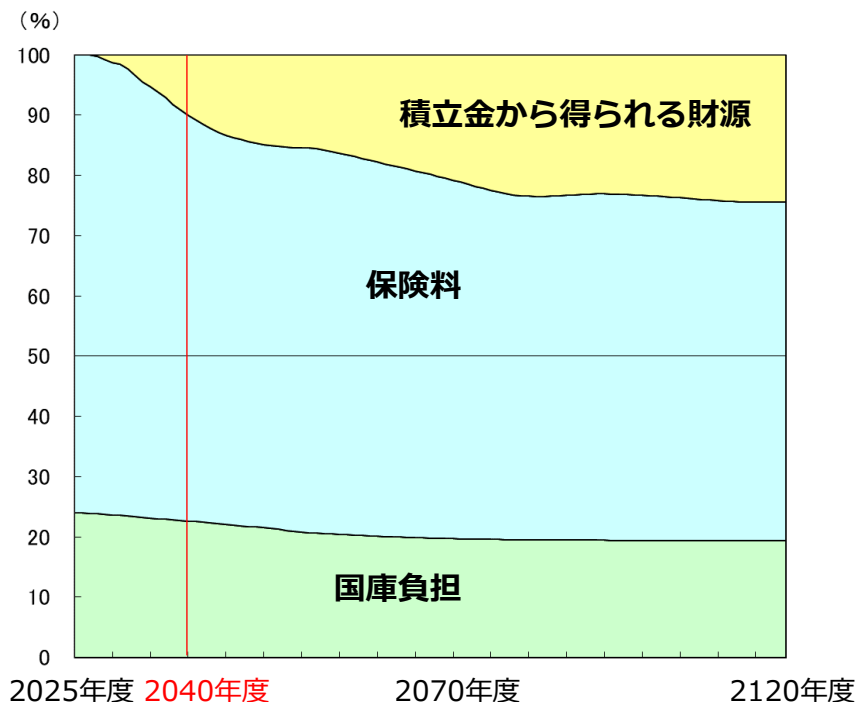
1割程度

令和6(2024)年度末

〔前提〕 財政検証における人口：中位推計 財政検証における経済：過去30年投影
国民年金＋厚生年金の場合のイメージ

＜各年度における積立金の活用イメージ＞

今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの



(出典) 令和6(2024)年財政検証関連資料

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)の見直しを行った場合

社会経済状況の変化 (令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和6(2024)年財政検証)

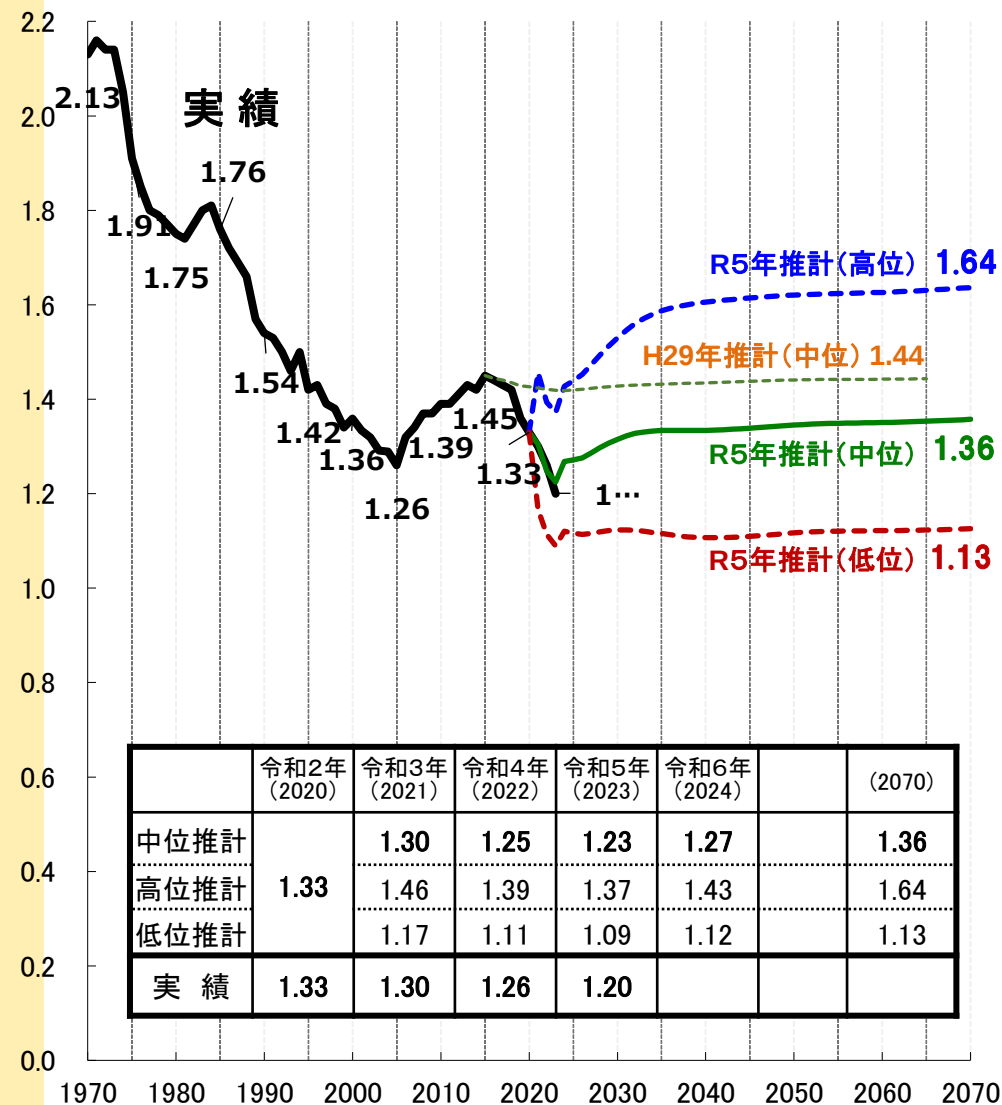
足下(2023年度)の財政状況	社会経済の変化	年金財政への影響
被保険者数	前回検証の見通し 実績見込み 厚生年金被保険者 4,425万人 → 4,683万人 第3号被保険者 762万人 → 701万人 ※支え手の増加 ※被扶養者の減少	プラス
収支差引残(運用収入を除く)	厚生年金+国民年金 ▲1.5兆円 → 0.3兆円 ※赤字脱却	プラス
積立金残高(年度末)	厚生年金+国民年金 221兆円 → 291兆円 ※約70兆円増	プラス

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

将来の仮定		社会経済の変化				年金財政への影響	
人口(中位推計) ※日本の将来推計人口 (R5.4 国立社会保障人口問題研究所)		前回 今回 合計特殊出生率の仮定(2070) 1.44 → 1.36 外国人の入国超過数の仮定 7万人 → 16万人(/年) 高齢化率の見通し 38.4%(2065) → 38.7%(2070)				限定的	
労働力 ※労働力需給の推計 (R6.3(独)労働政策研究・研修機構)		労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス 	
		前回(2040) 今回(2040) 就業者数 6,024万人 → 6,734万人 就業率 60.9% → 66.4% (15歳~)	前回(2040) 今回(2040) 就業者数 5,644万人 → 6,375万人 就業率 57.0% → 62.9% (15歳~)				
経済 ※年金財政における経済前提に関する専門委員会 (R6.4検討結果の報告)	ケース名	前回 (ケースⅢ)	今回 (成長型経済移行・継続ケース)	前回 (ケースⅢ)	今回 (過去30年投影ケース)	成長型経済移行継続ケース	過去30年投影ケース
	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1%	→ 1.5%	1.1%	→ 0.5%	プラス 	マイナス
	実質的な運用利回り (対賃金) 【長期の前提】	1.7%		1.7%		—	—

将来推計人口(令和5年推計)の仮定と実績の推移

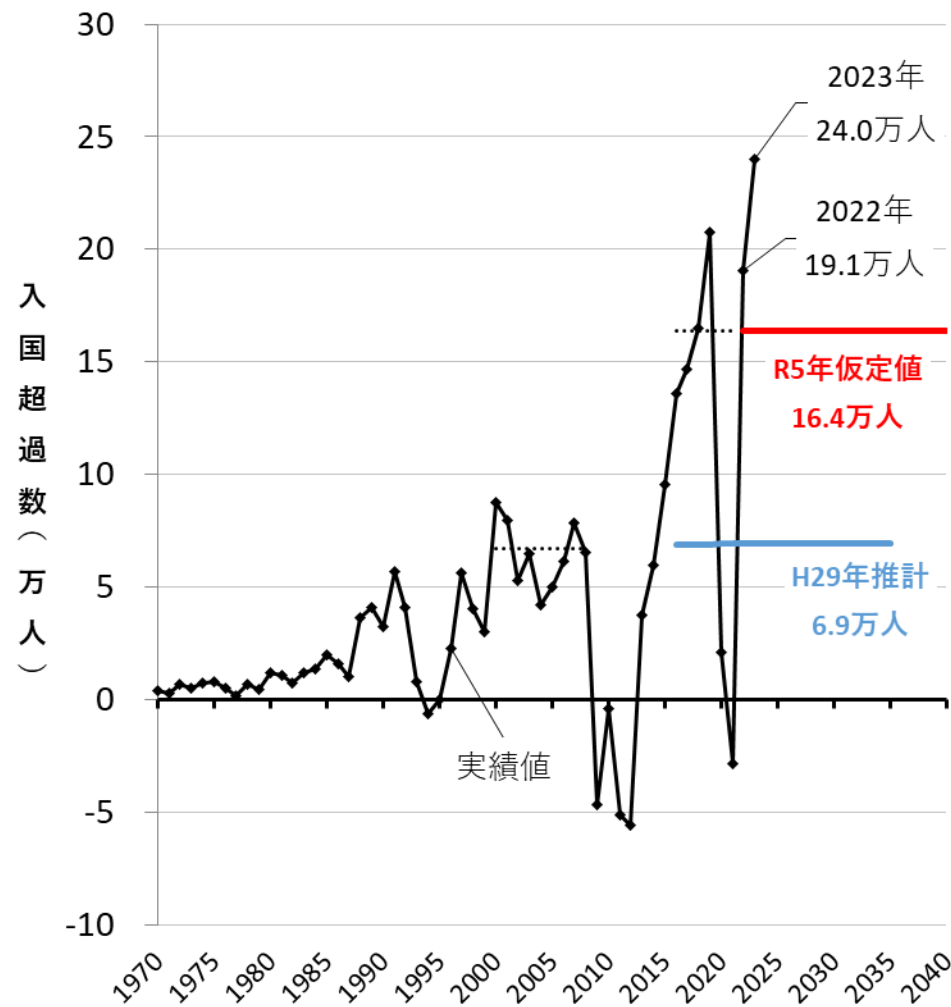
合計特殊出生率



出所：実績は厚生労働省「人口動態統計」、仮定値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

※ 前回推計(H29推計)の2065年の合計特殊出生率は、高位1.65、低位1.25。

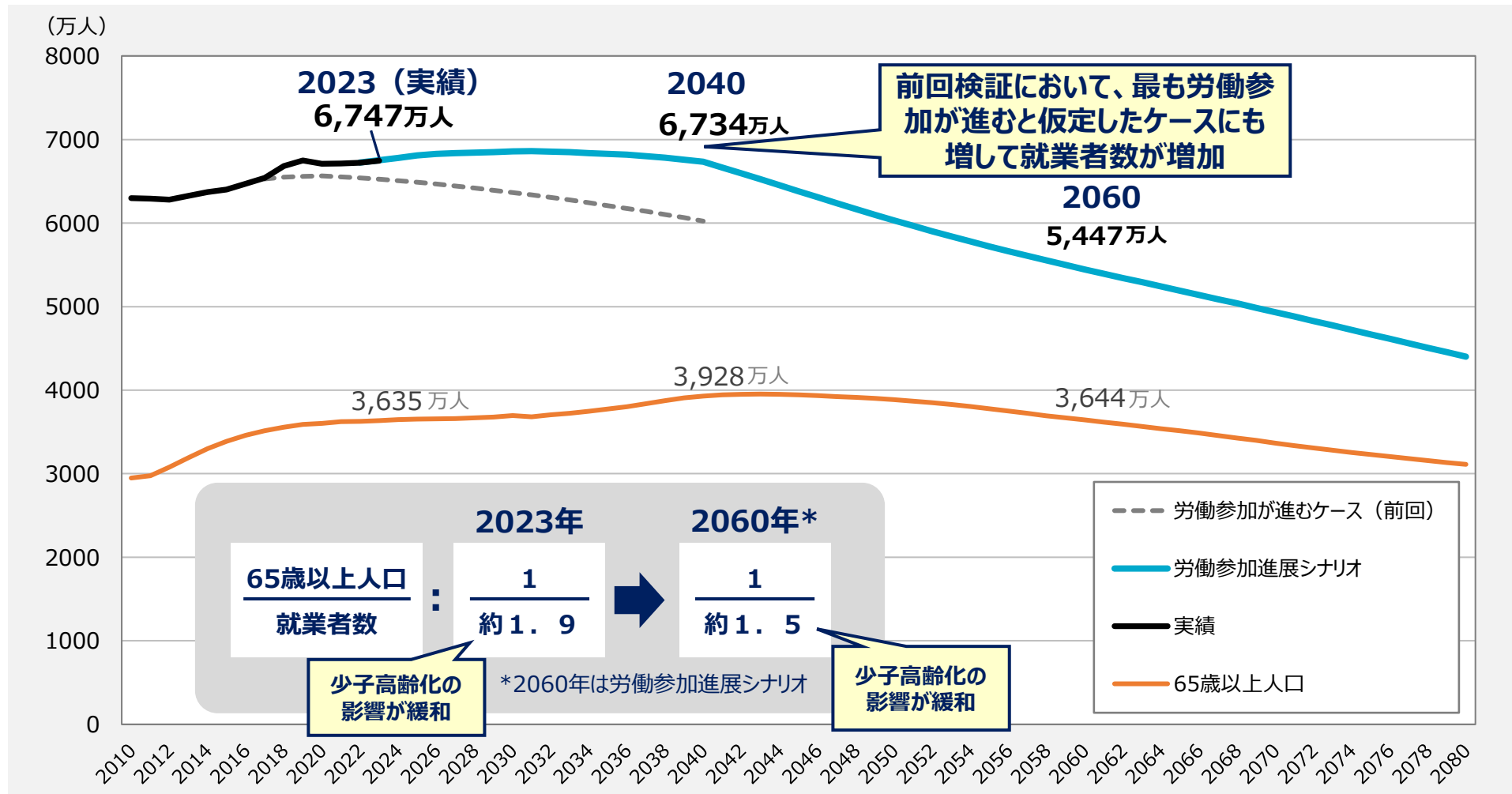
外国人の入国超過数



(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成

就業者数と65歳以上人口の推移

前回検証において最も労働参加が進むと仮定したケースにも増して就業者数が増加中。このまま労働参加がさらに進めば、2040年頃まで就業者数は横ばい。現役世代の人口が減ったとしても、働く人が増えれば、就業者数は同じようには減らないので、年金制度の持続可能性が高まります。

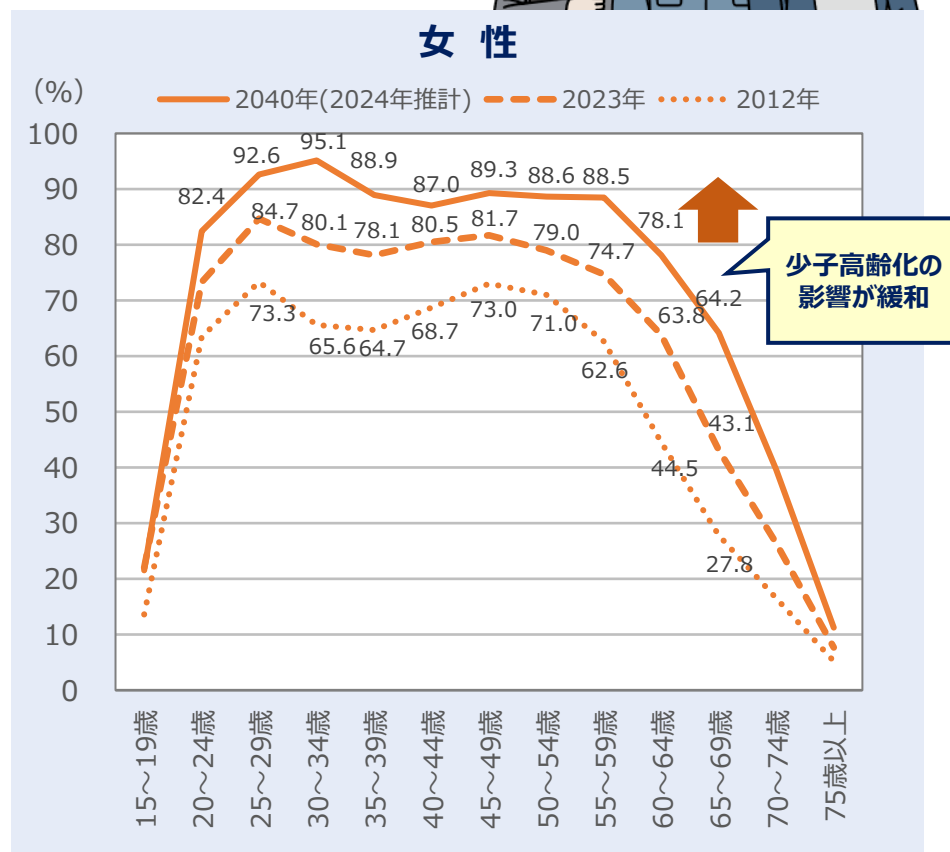
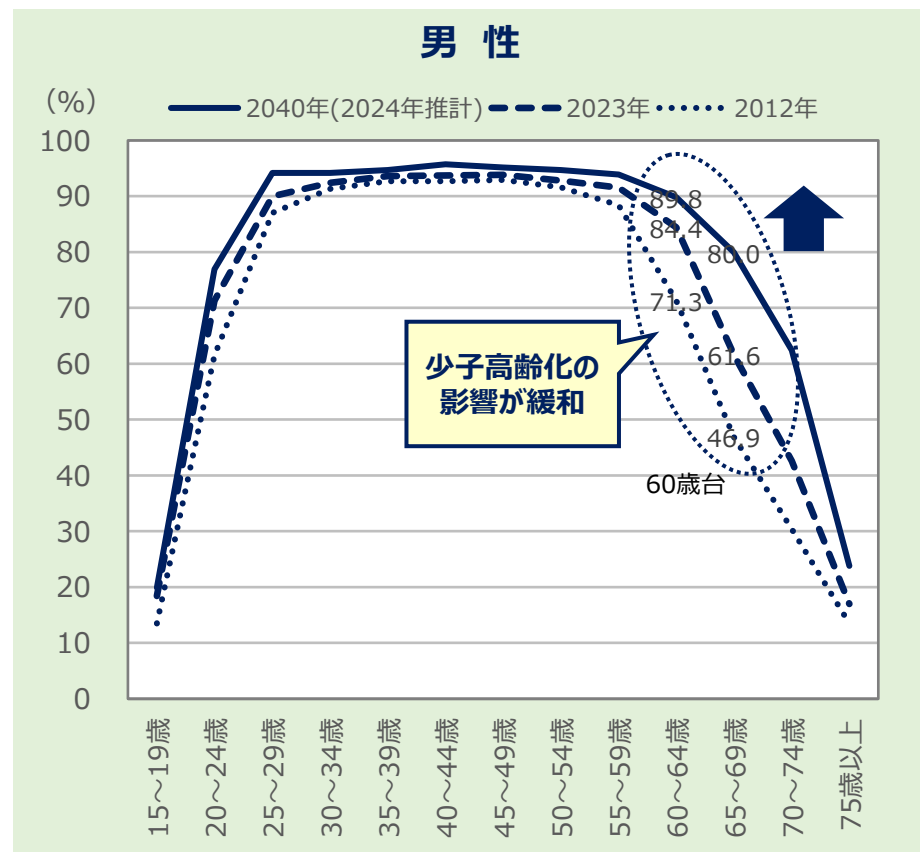


(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

近年、女性や高齢者で働く人が増えており、今後もさらに多くの人が働く見込まれています。

➡ **現役世代の人口が減ったとしても、働く人が増えれば、就業者数は同じようには減らないので、年金制度の持続可能性が高まります。**



	2023年現在	→	2040年 (2024年推計)	[前回推計]
就業者総数	6,747万人	→	6,734万人	[6,024万人]
15歳以上人口に占める就業者の割合	61.2%	→	66.4%	[60.9%]

3

年金改正法の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。
- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

施行期日

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。

令和8年4月1日（ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1④（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1④（賃金要件）・Ⅱ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ①は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅱ②は公布から5年以内の政令で定める日）

次期年金制度改革の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の 加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金 の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。
こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。



保険料や年金額の計算に使う 賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。



その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。
iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

次期年金制度改正の施行日



2026/4

2027/4

2028/4

2029/4

2030/4

2031/4

社会保険の 加入対象の 拡大

賃金要件撤廃
公布から3年以内の政令で定める日～

**常時5人以上の者を使用する
個人事業所の適用対象の拡大**
2029年10月～

**新たな加入拡大の
対象となる方を支援**
2026年10月～

企業規模要件を段階的に撤廃
従業員36～50人の企業は2027年10月～、21～35人の企業は2029年10月～、
11～20人の企業は2032年10月～、1～10人の企業は2035年10月～

在職老齢年金 の見直し

支給停止の基準額(50万円)の引上げ
2026年4月～

遺族年金の 見直し

遺族厚生年金の男女差解消
2028年4月～（20年かけて段階的に）

保険料や年金額の計算に
使う賃金の上限の引上げ

上限(65万円)の引上げ
65万円→68万円 2027年9月～
68万円→71万円 2028年9月～
71万円→75万円 2029年9月～

子の加算

**こどもを養育する年金受給者の加算額拡充
対象となる方の範囲拡大**
2028年4月～

※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。

遺族基礎年金を受け取れるこどもの範囲拡大は、2028年4月施行。

iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日～。脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日～。

マクロ経済スライド早期終了は、次回財政検証（2029年）の結果を踏まえて検討。

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日から施行）

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

短時間労働者の社会保険の加入拡大が行われると・・・

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、**自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなります。**
- 将来の年金の増額など、**働くことで手厚い保障を受けられる方が増えます。**

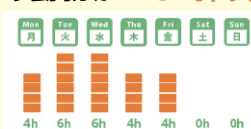
現在の 短時間労働者 加入要件

勤め先や賃金によって、社会保険に加入するかどうか異なります

51人以上企業等



✓ 週の勤務が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

見直し後

週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険に加入します

加入要件が
シンプルに！

51人以上企業等

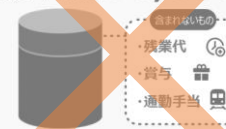


✓ 週の勤務が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

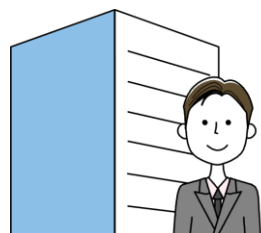
※見直しについては、段階を踏んで実施します

短時間労働者の加入要件

月額8.8万円以上の要件(賃金要件)を撤廃します

- いわゆる「**年収106万円の壁**」として意識されていることなどを踏まえ、撤廃します。
- 撤廃の時期については、全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて判断します（法律の公布から3年以内）。

現在



2024年、地域別最低賃金の最低額である
時給951円で働く人は・・

週20時間

働いても、月収8.2万円

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

満たす

✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代
・賞与
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

満たさない

社会保険に加入しない

最低賃金
上昇



賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低額が時給1,016円を上回ると
どの都道府県においても・・

週20時間

働くと、月収8.8万円

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代
・賞与
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

週20時間働くだけで自動的に
社会保険に加入

月額8.8万円以上の要件は撤廃

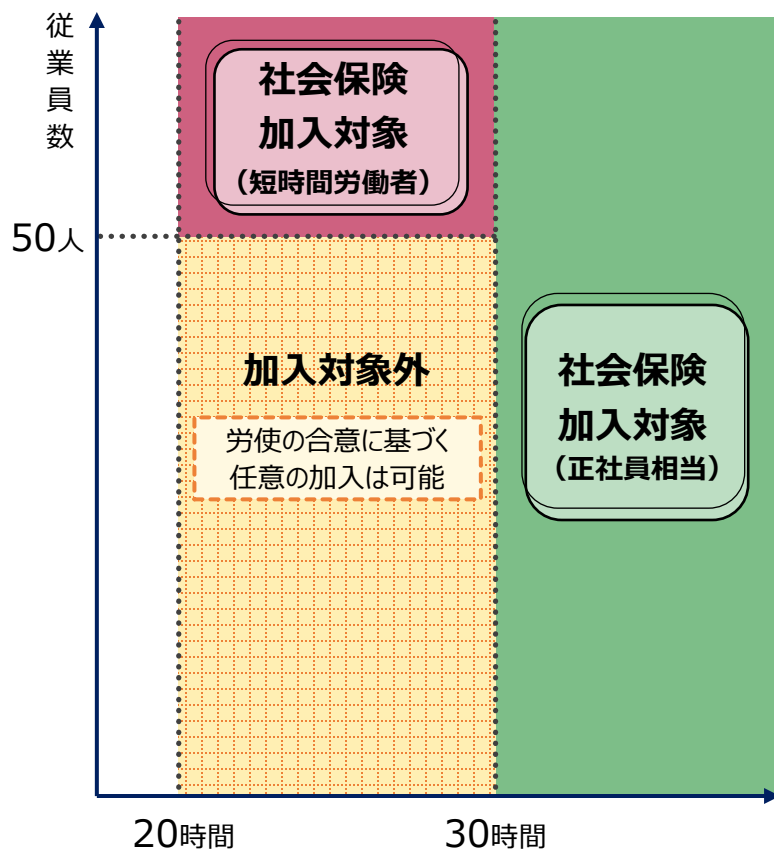
※最低賃金は都道府県ごとに決まっています

短時間労働者の加入要件

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

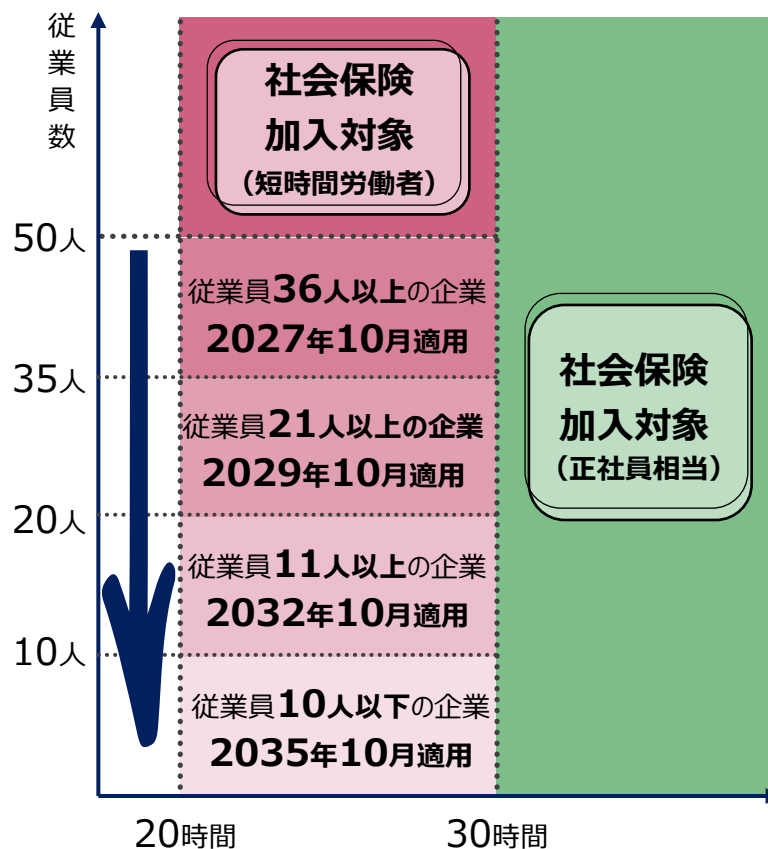
- 企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにします。

現在



企業規模要件を撤廃していくイメージ

適用までは、
労使の合意に
基づく任意の
加入を後押し
していきます



社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大します

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、
働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。

現在	
	個人事業所
	常時5人以上の者を使用する事業所 5人未満の事業所
法律で定める17業種	加入対象 加入対象外
上記以外の業種 (加入の対象とならない業種) 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業、 洗濯・理美容・浴場業、 娯楽業、デザイン業、 警備業、ビルメンテナンス業、 政治・経済・文化団体、 宗教等	加入対象外 加入対象外 労使の合意により任意で加入 (任意包括適用)

個人事業所の加入範囲を拡大していくイメージ	
	個人事業所
	常時5人以上の者を使用する事業所 5人未満の事業所
全業種	加入対象 加入対象外 2029年10月時点で 既に存在する事業所 当面は加入対象外 労使の合意により任意で加入 (任意包括適用)

5人未満の個人事業所や2029年10月施行時に既に存在する事業所に対しては労使の合意に基づく任意の加入を後押ししていきます。

人材確保に資する労働者・事業主への支援案

労働者への支援

保険料調整制度 <令和8年10月施行>

法律

- 適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者の保険料を3年間軽減する
- 具体的には、労使折半を超えて負担した事業主の保険料を還付により全額支援する
- 活用開始時の申込みのみの簡便な仕組み
- 事業所単位で任意に短時間労働者への適用を行う場合にもこの仕組みを活用できる

⇒就業調整を減らす制度的な支援により手取り収入が増加

標準報酬月額 (円) (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※3年目は軽減割合を半減

運用

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入等

- 被扶養者の認定時点で雇用契約の内容によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う
- 当面の措置である事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定の恒久化

⇒年末などの繁忙期に年収を意識した就業調整が不要に

事業主への支援

助成金

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

- 新たに被用者保険を適用し、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う
- 実施に当たり、支給申請の事務を簡素化
- 2025（令和7）年度末までに被用者保険の適用を行った事業主が対象

⇒助成金の支給により事業主を支援

※ 2025（令和7）年度中に労働時間延長メニューを拡充したコース（1人当たり最大75万円助成）を当面の間の暫定措置として新設することを検討

社会保険適用時処遇改善コース
【労働時間延長メニュー】（現行）

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ この他、現行のコースには、手当等支給メニュー（助成額：最大50万円）あり

取組開始予定労働者数（人）

社会保険適用時処遇改善コース	
手当等支給メニュー	90,964
労働時間延長メニュー	183,789
併用メニュー	58,273
計	333,026

令和7年2月末時点

施行日等による配慮

法律

- 企業規模要件については、段階的に撤廃することとし、最大10年間の猶予を設ける
 - 個人事業所の非適用業種の解消にあたっては、施行日より前に開業した個人事業所は当分の間、適用対象としない
- ⇒適用拡大の見通しを立てて、準備を進めやすくなる

日本年金機構による適用拡大対象事業所への訪問等

運用

- 日本年金機構が適用拡大の対象となる全ての事業所へのお知らせの配布のほか、事前訪問も実施
- ⇒積極的な周知により適用拡大の対象となる事業所が制度変更を把握

社会保険労務士等の専門家の事業所等への無料派遣

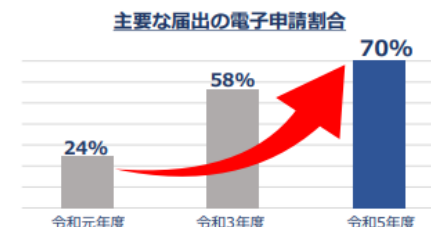
- 適用拡大に関する相談等のため、事業所からの依頼により社会保険労務士等の専門家を無料で派遣
 - ✓ 適用拡大の手続き相談
 - ✓ 適用拡大に伴う労務管理の方針等の相談
 - ✓ 従業員の個別面談などへの対応 等

⇒社会保険労務士等への相談により適用拡大に関する事務手続きの疑問を速やかに解消

年金事務所への来所が不要になる電子申請の推進

- 電子申請により、年金事務所に来所して手続きをしたり、郵送の準備をしたりするなどの手間が省けるほか、申請時に不備がないかチェックも可能
- 電子申請のデータを作成するためのソフトウェアも無料でダウンロード可能

⇒手続きに要する時間的・金銭的成本を削減



〔主要な届書の電子申請割合（令和5年度）：70.4%〕

日本年金機構による基本情報が記載された届書等の事業所への送付（ターンアラウンド方式）

- 事業所の希望に応じ、事業所所在地や被保険者氏名等の基本情報が既に記載された届書や電子データが事業所に送付されるターンアラウンド方式により、基本情報の記載を省くことができる

⇒届書作成に要する時間・手間を削減

〔届書送付事業所数（令和5年度）：約240万事業所〕

I 2 在職老齢年金制度の見直し

改正のねらい

- 働く高齢者の方々が、社会にとってますます重要となっていく中で、高齢者の方が働きながらより年金を受給しやすい制度にします。
- 一部の業界では既に働く時間を減らす動きも見られるため、他の業界にも広く影響が出ないよう、早期に対応します。

〔一定以上の賃金がある場合の厚生年金の支給停止基準を改正〕

- 高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとするため、在職老齢年金制度（※）の支給停止基準を現行の50万円から62万円に引上げ。（ともに2024年度価格）〈2026年4月施行〉
- 「62万円」は年金を受給しつつ50代の平均的な賃金を得て継続的に働く者を念頭に置いて設定。

支給停止基準額	
2005年度（現行制度開始）	48万円（注）
2022年度	47万円
2024年度	50万円
2026年度	62万円 ※2024年度価格につき、 2026年度までの賃金変動 に応じて改定

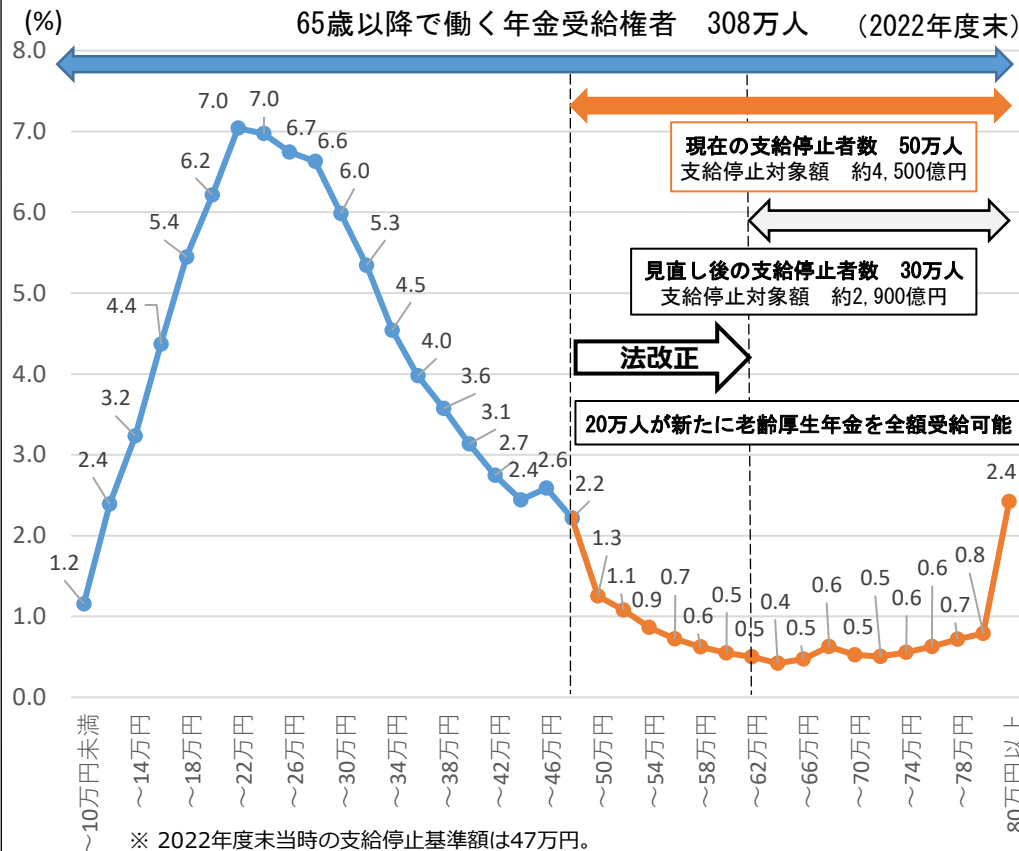
今回改正

（注）直近の2025年度までは、賃金変動に応じて毎年度基準額を改定。

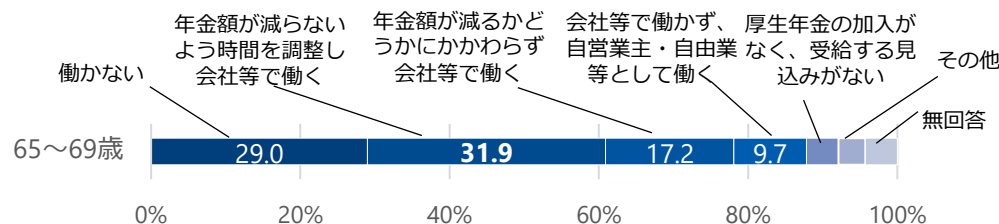
※ 在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に老齢厚生年金の支給を減らす仕組み。

保険料に応じた給付が原則の社会保険では、例外的なもの。

【65歳以上の老齢厚生年金の支給停止の状況】



【60代後半における厚生年金受給時の働き方】



（資料）内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」（2024年）

※ 今回の見直しによる給付水準への影響は▲0.2%（厚生年金）
⇒ この影響も含めて、年金改正法案全体では給付水準はプラス

在職老齢年金制度の見直し

- ✓ 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。（保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです）
- ✓ この基準を**月50万円から62万円**に引き上げます。【2026年4月から】

※上記の金額は2024年度価格



見直しの効果

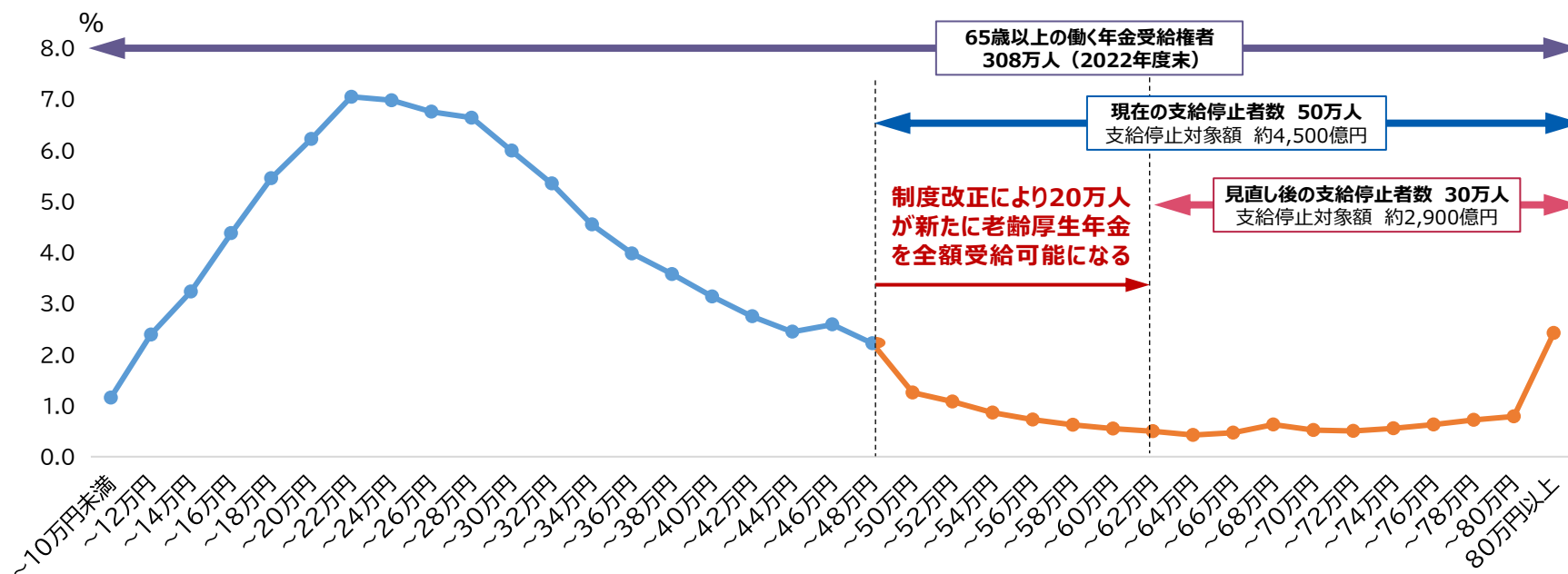
- 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、**年金の減額を意識せず、より多く働ける**ようになります。（新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります）
- これにより、一部の業界で指摘される**高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消**につながります。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

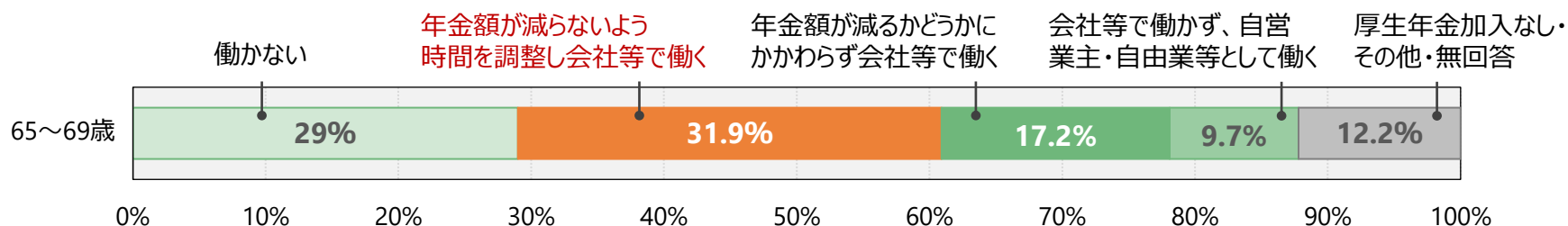
【例】賃金月45万円、厚生年金の受給額が月10万円の場合



1 65歳以上の老齢厚生年金の支給停止の状況



2 厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方



引用元：令和5年度 内閣府政府広報室「生活設計と年金に関する世論調査」

I 3 遺族年金の見直し

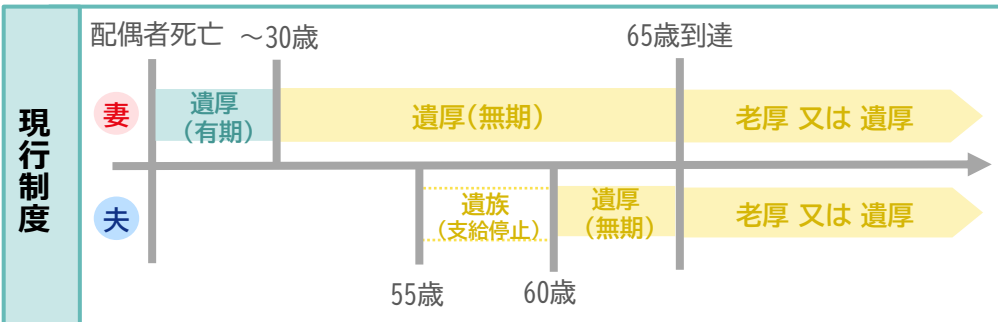
改正のねらい

- 遺族厚生年金を、女性の就業率上昇等の社会変化に合わせ、男女問わず受給しやすくします。
- 遺族基礎年金を、子ども自らの選択によらない事情に関わらず、受給しやすくします。

〔遺族厚生年金における支給要件や給付内容を改正〕

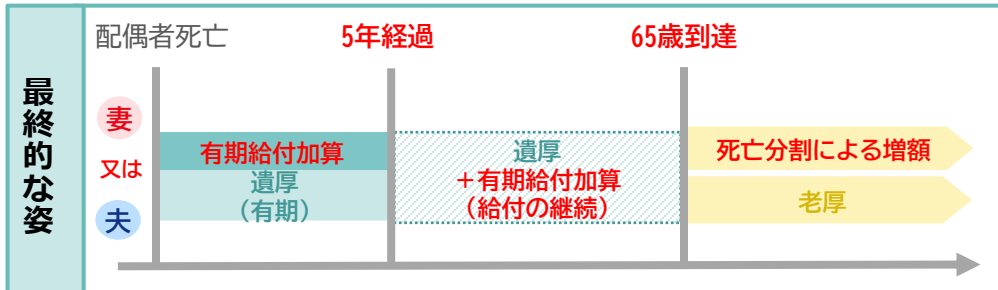
- ※ 既に受給権を有する方、60歳以降の高齢の方、20代から50代の18歳未満の子のある方には現行制度の給付内容を維持。
- 男女ともに受給しやすくし、原則5年の有期給付に
- 低所得など配慮が必要な方は最長65歳まで所得に応じた給付の継続
- 有期給付の場合の加算や配偶者の加入記録による自身の年金の増額
- 女性のみを加算を廃止（25年かけて段階的に縮小）

遺厚：遺族厚生年金、老厚：老齢厚生年金、緑：有期の給付、黄：無期の給付



法改正

赤：今回改正



〔遺族基礎年金における支給要件を改正〕

子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されないようにする。

被保険者死亡以降の配偶者や子の状態	子に対する遺族基礎年金
配偶者が子の生計を維持し、死別後に再婚	支給停止 → 新たに支給
死亡者との生計維持関係の確認に用いる収入基準(850万円)を超える配偶者が子の生計を維持	
直系血族（又は直系姻族）の養子となる	
（生前に既に両親が離別しており、）子の生計を維持していた被保険者が死亡した後、元配偶者が子を引き取る	

※ 上記の事例はすべて、配偶者が遺族基礎年金を受けられないこと等により、子が遺族基礎年金を受給できる可能性がある。

今回の改正の影響を受けない方

遺族厚生年金

- ・ 既に受給権を有する方
- ・ 60歳以降の高齢の方
- ・ 20代から50代の18歳未満の子のある方

遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：5年間の有期給付

30歳以上で死別：無期給付

男性

55歳未満で死別：給付なし

55歳以上で死別：60歳から無期給付

見直し後

男女共通

60歳未満で死別：原則5年間の有期給付

配慮が必要な場合は

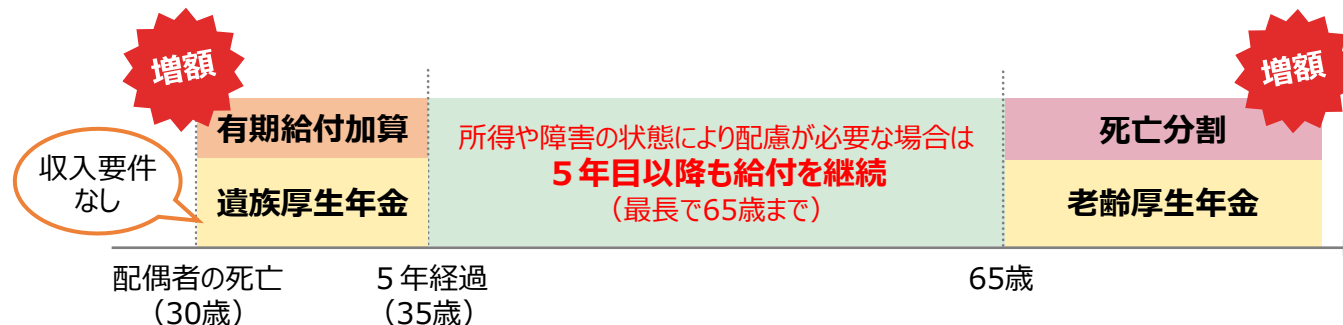
5年目以降も給付を継続

- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



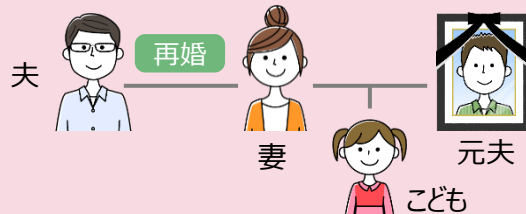
現在と変更のない方

- 60歳以上で死別された方
- こども（上記※に該当）がいる方
- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる女性

遺族基礎年金の見直し

- ✓ 父または母と生計を同じくしていても、**こどもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。
(父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合) 【2028年4月から実施】

事例 1



元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

➡ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

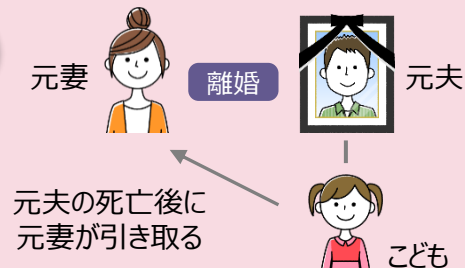
事例 2



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例 3



離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 元妻（こどもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例 4

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても、
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。

※こども：18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。

※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合でも同様。

I 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

改正のねらい

- 保険料と給付の算定に用いる「標準報酬月額」の上限を超える収入の方は、実際の賃金に占める保険料の割合が他の方よりも低くなっています。賃金上昇の継続を見据え、世代内の公平のためにも、上限に該当されていた方に、本来の賃金に応じたご負担をいただき将来の給付を手厚くします。
 - ・ 新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。
 - ・ 厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされます。

〔保険料と給付の計算に用いる「標準報酬月額」の上限を引上げ〕

標準報酬月額の上限を、65万円から75万円に3年間かけて段階的に引上げ
※実施時期：68万（2027年9月）、71万（2028年9月）、75万（2029年9月）

報酬月額 ※賞与除く賃金	標準報酬 月額	該当者の保険料の変化 【】内は実質的な負担増額	年金額（2024年度価格） ※1年間該当した場合の概算額
63.5万円 ～66.5万円	65万円	59,475円→59,475円 【実質+0円/月】	65歳時点の平均余命 男性：19.52年 女性：24.38年
66.5万円 ～69.5万円	68万円	59,475円→62,220円 【実質+約1,800円/月】	+約150円/月（終身） ※10年間該当：+約1,500円
69.5万円 ～73.0万円	71万円	59,475円→64,965円 【実質+約3,700円/月】	+約300円/月（終身） ※10年間該当：+約3,000円
73.0万円～	75万円	59,475円→68,625円 【実質+約6,100円/月】	+約510円/月（終身） ※10年間該当：+約5,100円

今回改正

※ 実質的な負担増額は、社会保険料控除を考慮したもの（限界税率は所得税23%・住民税10%と仮定）

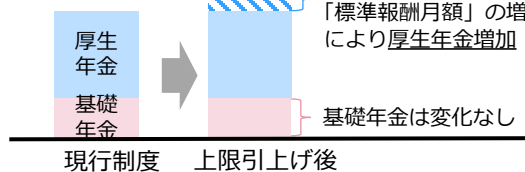
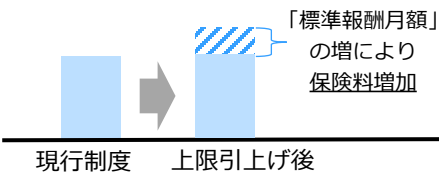
○ 保険料（標準報酬月額×保険料率×1/2）

○ 年金額（標準報酬月額等に応じて算出）

・ 上限引上げの対象者

⇒ 保険料・年金額ともに増加

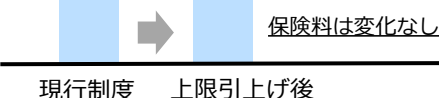
財政の改善による
厚生年金増加



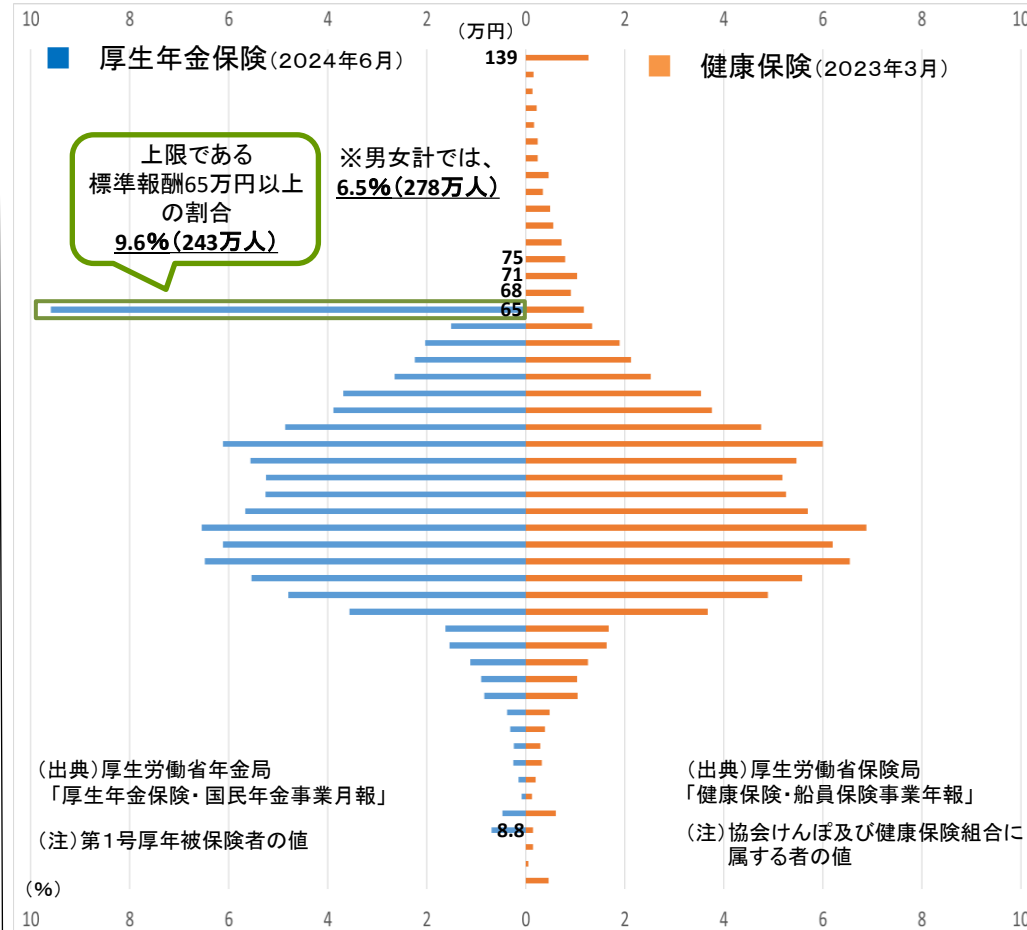
・ 上限引上げの対象ではない者

⇒ 年金額のみ増加

財政の改善による
厚生年金増加



【標準報酬月額別の被保険者数分布割合（男性）】



※ 今回の見直しによる給付水準への影響は+0.2%（厚生年金）

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

- ✓ 厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を**月65万円から75万円**に引き上げます。
【2027年9月から68万円、2028年9月から71万円、2029年9月から75万円に段階的に引き上げ】



見直しの効果

- 賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、これまでよりも、**現役時代の賃金に見合った年金を受け取れる**ようにします。
 - ※ 月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで年収1,000万円に相当します。
 - ※ 会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しており、賃金が上限を超えると保険料が相対的に低く抑えられ、年金額も低くなります。
- さらに**厚生年金全体の給付水準が上昇**します。

**賃金月65万円以下の方の保険料は
変化しません**

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と年金額の変化

	保険料（本人負担）の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円 以上の方	+月9,100円 (社会保険料控除を考慮すると +月約6,100円) 月59,500円 ⇒ 月68,600円 (65万円の9.15%) (75万円の9.15%)	10年該当すると +月約5,100円 （終身） (年金課税を考慮すると +月約4,300円)

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算しています。

Ⅱ ① 私的年金制度の見直し（iDeCoの加入可能年齢の引上げ）

改正のねらい

- 現在の制度では、iDeCoに加入できる方は、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない、国民年金の被保険者の方に限られており、働き方などにより何歳まで加入できるかの上限の年齢に差が生じています。
- このため、働き方に関係なく、誰もが長期的に老後資産を形成でき、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度となるよう、加入要件を拡充します。

【見直しの内容】〈公布から3年以内の政令で定める日施行〉

- 現在の要件に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、**60歳以上70歳未満の iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。**

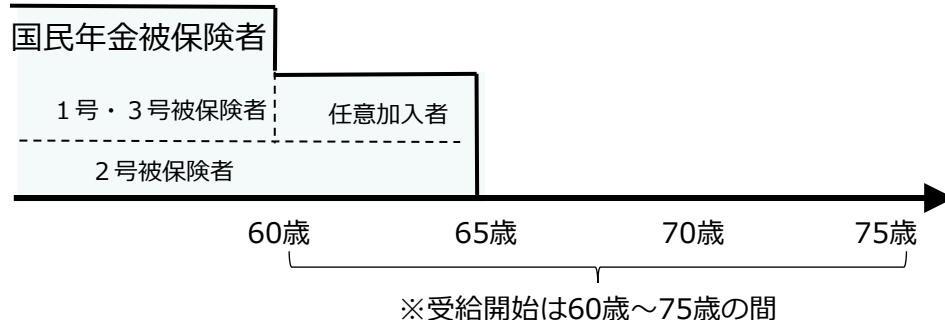
＜見直し後のiDeCo加入者の対象範囲＞

- ① 国民年金被保険者（現行要件）
- ② iDeCoの加入者・運用指図者
- ③ 企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者

上記①～③であって、かつ老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者

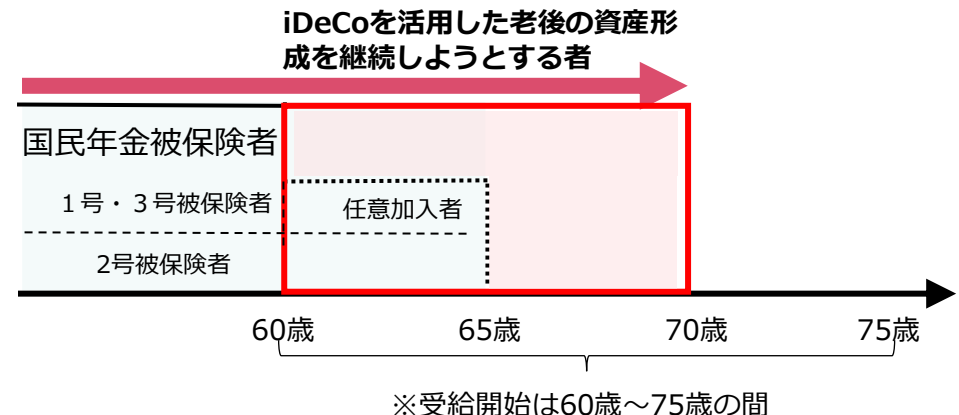
＜現状＞

国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



＜iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ＞

60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者を加入・拠出可能とする。



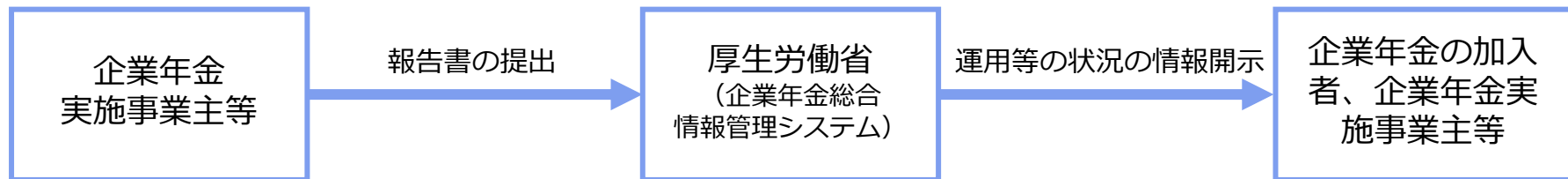
Ⅱ ② 私的年金制度の見直し（企業年金の運用の見える化（情報開示））

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
 - ※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

Ⅲ ① その他（子に係る加算等の見直し）

改正のねらい

- 年金受給者への加算については、年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化し、給付を手厚くします。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みにします。

年金制度には、子を養育する場合の加算制度や年下の配偶者を扶養する場合の加算制度が存在。

【①子に係る加算の充実】

- 子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、
現在受給している者も含めて**子に係る加算額を引上げ**。
 - ※ 子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設。
子に係る加算については「国内居住要件」を設定。
- ➡ (現行) 第2子まで234,800円、第3子以降78,300円
(見直し後) 一律281,700円
※いずれも2024年度価格の年額。

【②年下の配偶者の扶養に着目した配偶者に係る加算の見直し】

- 併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される
配偶者に係る加算額は見直し（既に受給している者の加算額は維持）。
- ➡ (現行) 408,100円
(見直し後) 367,200円
※いずれも2024年度価格の年額。

①・②〈2028年4月施行〉

《年金制度における扶養関係の加算の現状》

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	②配偶者の加算 加算額の見直し ※将来の受給者のみ	配偶者の加算 現行制度を維持	
	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 今回創設	①子の加算 今回創設
基礎年金	①子の加算 今回創設(注)	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む

(注) 加入期間に応じ、金額を調整

こどもがいる場合の加算額を引き上げます！
(現在受給している方も対象になります)

現在の加算額

1人につき
年額 **234,800円**

1人につき
年額 **78,300円**



引上げ

改正後の加算額

1人につき
年額 **281,700円へ**

※上記の金額は2024年度価格の年額です。

こどもの加算等の見直し

こどもの加算など見直し【2028年4月から】

- ✓ 年金を受給しながら、**こどもを育てている方への加算を充実**します。

【現行】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

【見直し後】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あ たり 281,700円	こども一人あ たり 281,700円	こども一人あ たり 281,700円
基礎年金	こども一人あ たり 281,700円	こども一人あ たり 281,700円	こども一人あ たり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

- ✓ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の**配偶者の加算を見直します**（現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）

※上記の金額は全て2024年度価格

脱退一時金の見直し【4年以内に実施】

- ✓ 脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するもの。
- ✓ **再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない**こととします。
- ✓ 脱退一時金の支給上限を現行の**5年から8年に引き上げます**。

Ⅲ② その他（脱退一時金制度の見直し）

改正のねらい

- 老後を日本で暮らす可能性がある外国人の方も増加していると考えられる中で、将来の年金受給に結びつけやすい仕組みとします。
- 外国人の滞在期間が長期化していることなどを踏まえ、支給上限を見直します。

【脱退一時金制度の概要】

- 脱退一時金は、外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢年金の受給に結び付きにくいという特有の事情を踏まえた制度。
- 被保険者期間に応じて一時金の形式で支給（支給上限5年）され、受給するとそれまでの被保険者期間がなくなる。
- ※ 支給上限については、在留資格の見直しや外国人の滞在期間の長期化を踏まえ、令和2年改正で3年から5年に引き上げた。
（参考）令和2年改正で3年から5年に引き上げられた理由
 - ①令和元年施行の改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格の上限が5年に引き上げられたこと
 - ②制度創設時と比べて、3～5年滞在した者の割合が外国人出国者の約5%から約16%に増加したこと

【見直し内容】

【①支給要件の見直し（再入国許可）】

<公布から4年以内の政令で定める日から施行>

- 在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられる。現行制度においては、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能であり、滞在途中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなってしまう。
- 将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、**再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない**こととする（再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給が可能）。

【②支給上限の引き上げ】

- 滞在期間の長期化が進む中、保険料納付が老齢年金の受給に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面もあると考えられる。
- 在留資格の見直しや滞在期間も踏まえて、**支給上限を現行の5年から8年に引き上げる**。（政令で措置予定）
 - ※1 5～10年滞在した外国人の割合：2020年 約6% ⇒ 2023年 約18%
 - ※2 技能実習制度に代わり育成就労制度が創設される予定。
⇒ 育成就労制度（3年）を経て特定技能1号（5年）に移行し、計8年我が国に滞在する者が増加すると考えられる。

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（調整期間の一致）について

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日
※一部改変

資料 1

1. 改正の必要性

- 公的年金は、本来、賃金や物価の伸びで改定し、実質的な価値を維持。現在は、長期の財政安定のためマクロ経済スライドにより改定幅を抑制。
- 過去30年の状況を投影した保守的な経済前提でも、マクロ経済スライドによる給付調整は、報酬比例部分は2028年度に終了する一方、基礎年金の給付調整は30年程度継続の見込み。現行の仕組みを前提にすると、基礎年金のみ給付調整が続き、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下。この結果、厚生年金の所得再分配機能も低下。

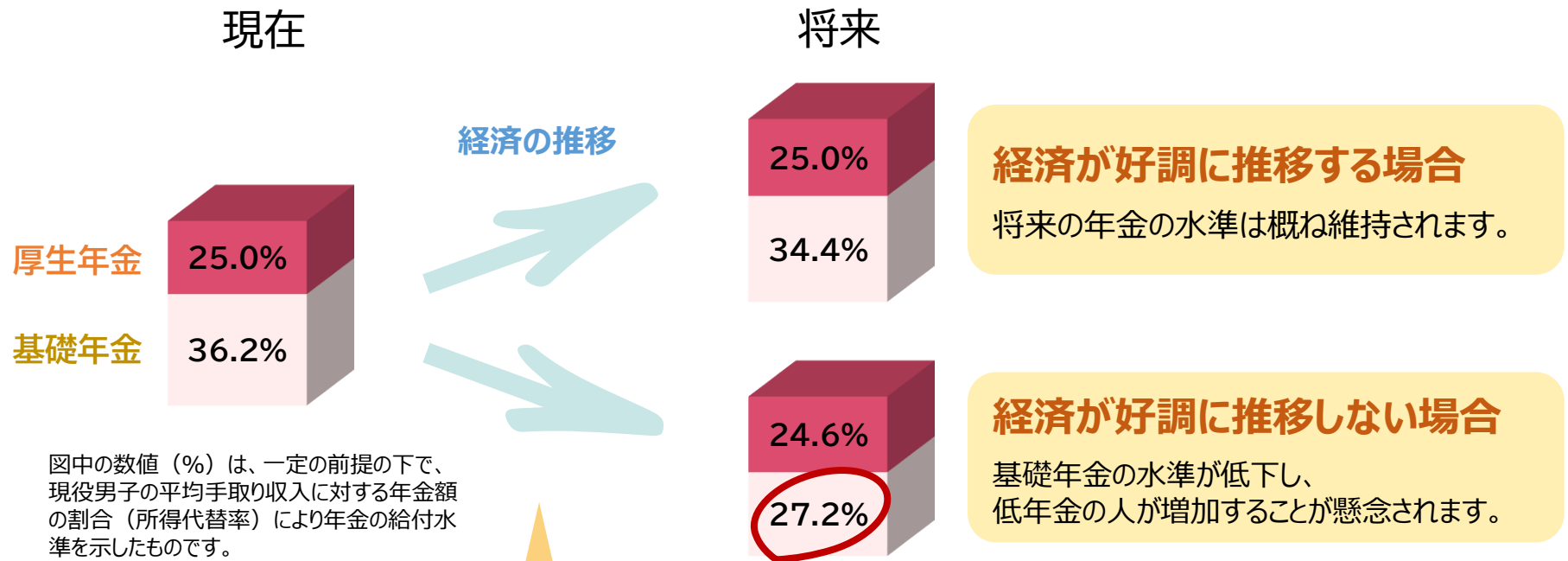
2. 改正の意義

- 年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金の給付調整を早期に終了させ（基礎年金と報酬比例部分の給付調整期間を一致させ）、賃金や物価に連動した年金額を実現。同時に将来の基礎年金の給付水準も向上。
- 加えて、基礎年金水準の向上により、将来においては、厚生年金の受給者を含め、ほぼ全ての受給者の年金水準が上昇。特に、基礎年金の再分配機能が強化されることにより低所得層への効果が大きい。

3. 見直しの方向性

- 衆議院の修正により追加された令和7年年金制度改正法の規定により、次期財政検証において基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合は、国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分（2階）のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致させることで、公的年金全体として給付調整を早期に終了させる措置その他の必要な措置を次期年金制度改正において措置。
- この際、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更する方向性も含めて検討を進める。

将来の基礎年金の水準について

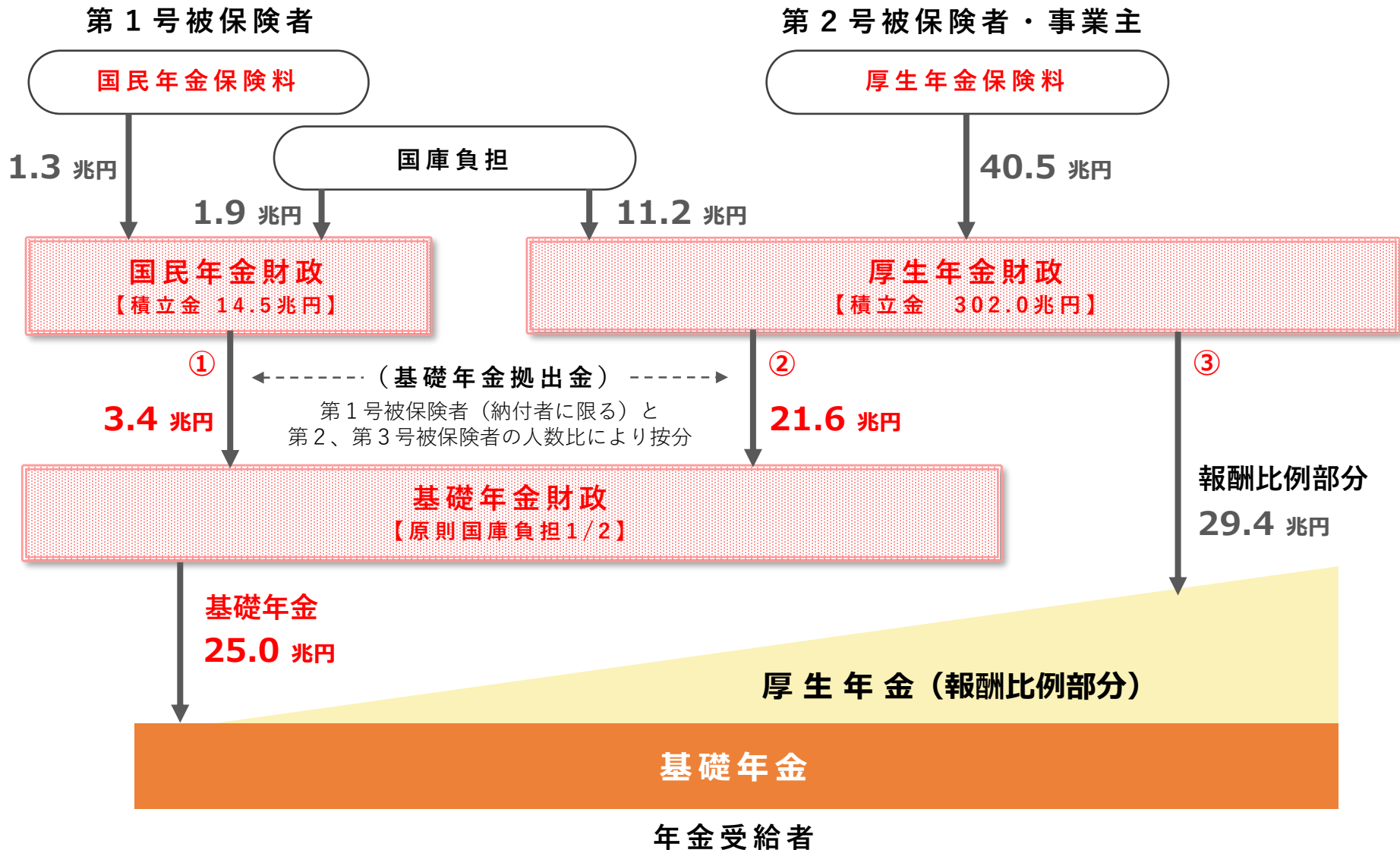


物価や賃金が上昇し経済の局面が変わってきている中で、社会や経済の変化を見極めて、
次の財政検証(2029年の予定)の後に必要な対応について検討します。

経済成長への取組や次の財政検証の後の必要な対応により、
2030年代半ば以降に年金を受け取り始める**就職氷河期以降の世代の年金水準を確保**します。

- 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の年金額の伸びを抑える措置(マクロ経済スライド)を2030年度まで継続します。その際、厚生年金を受け取っている方に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにします。

公的年金のお金の流れ



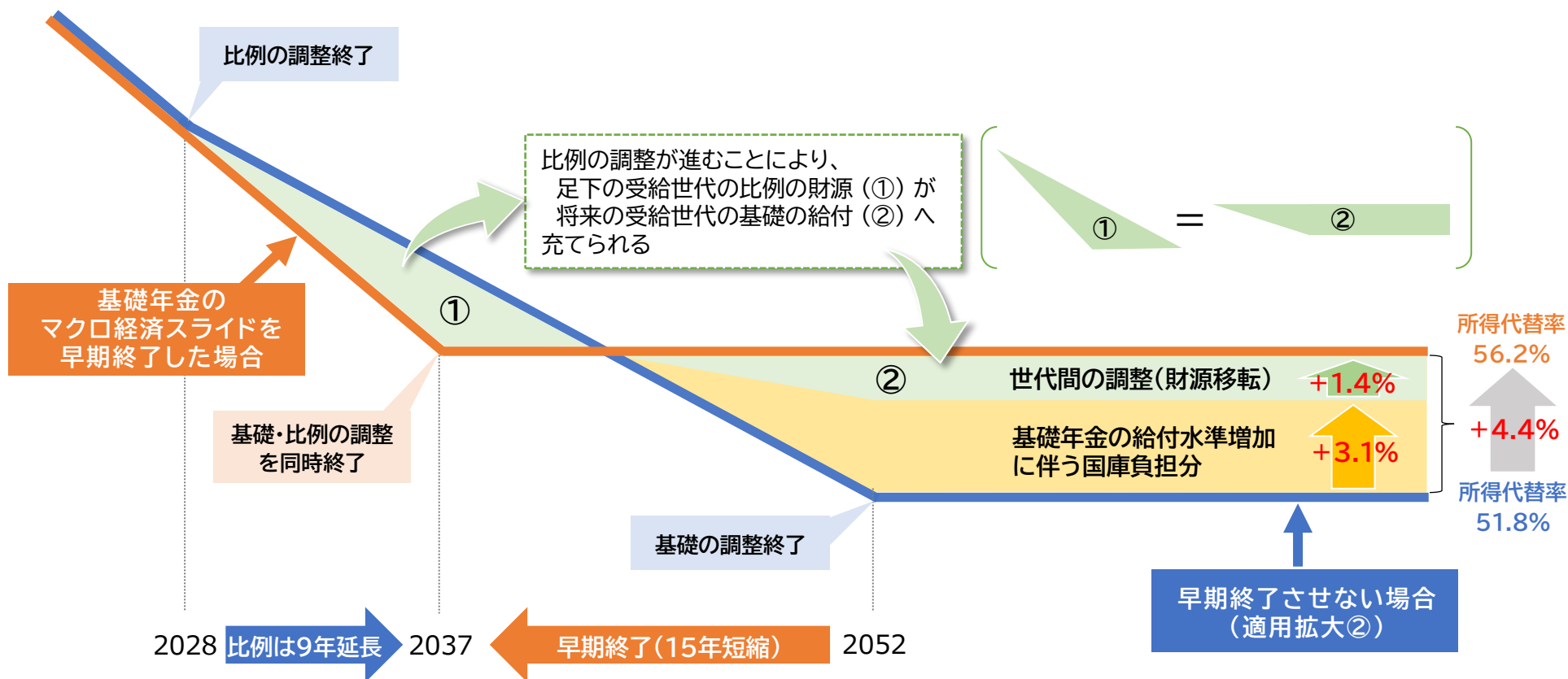
65歳の老齢基礎年金受給権者のうち基礎年金のみ受給者の割合は5.4%（令和5年度）

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による将来の給付水準の上昇効果

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



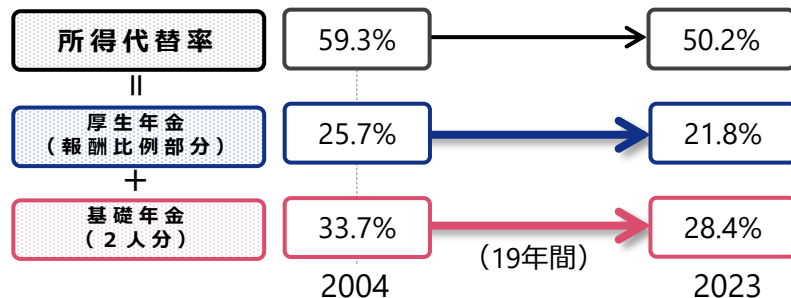
【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)＜過去30年投影ケース＞

※ 端数処理の関係で、内訳の合計が総計の数値と一致しない場合がある。

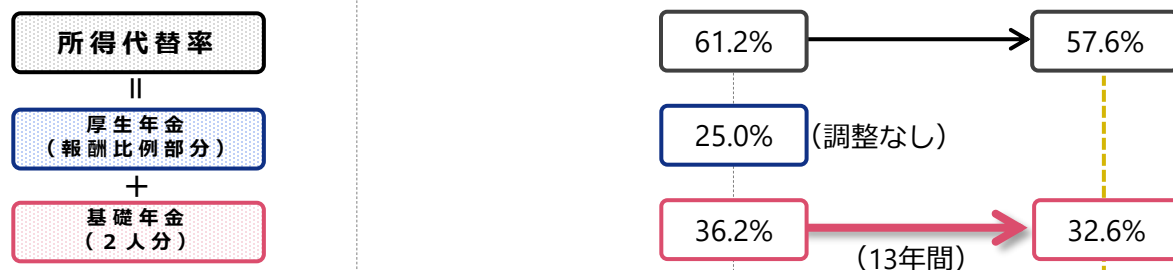
(注) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

被用者保険の更なる適用拡大を行った場合(適用拡大②) 【成長型経済移行・継続ケース】

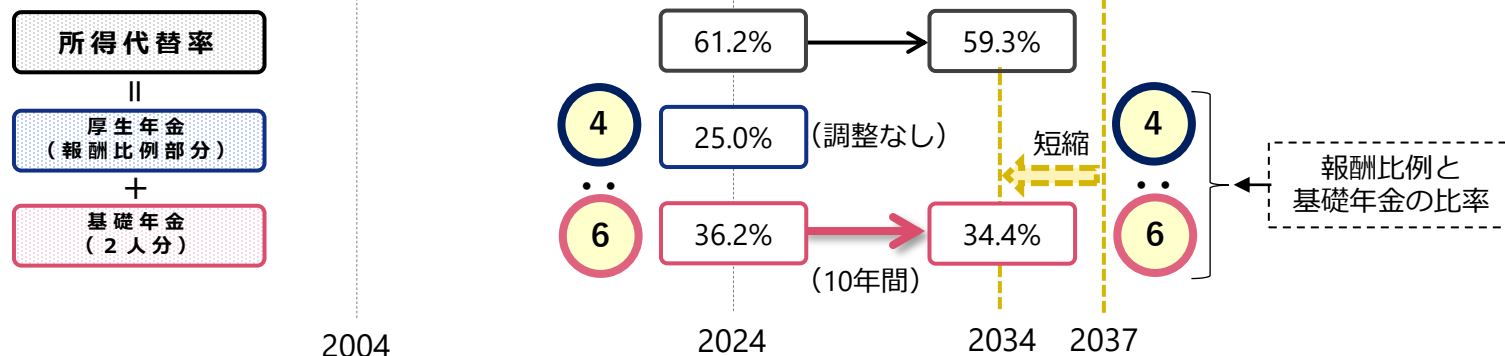
《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《現行》



《適用拡大②》



注：適用拡大②

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

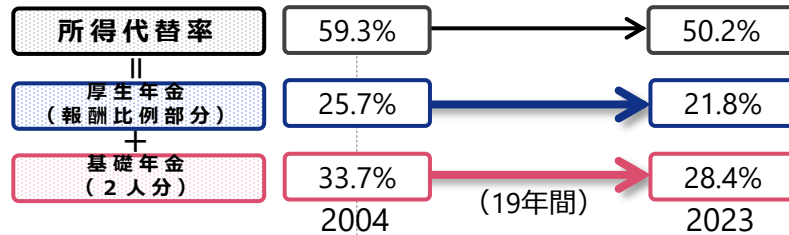
対象者 200万人

適用拡大②と給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)を行った場合 【過去30年投影ケース】

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

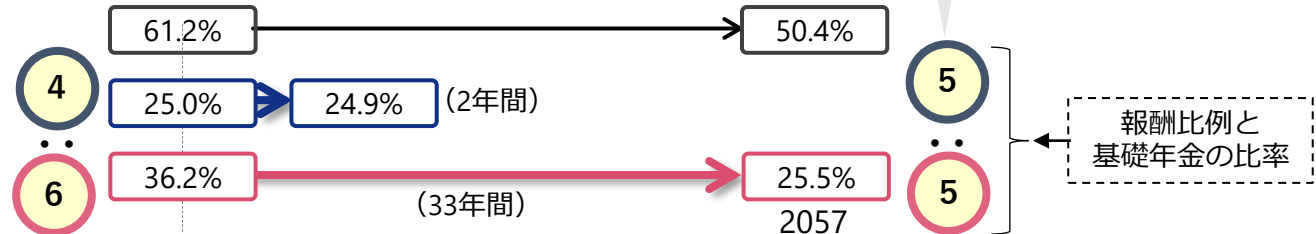
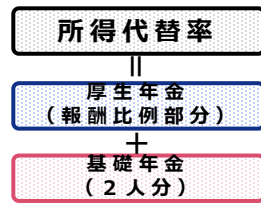
資料 1
一部改変

《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】

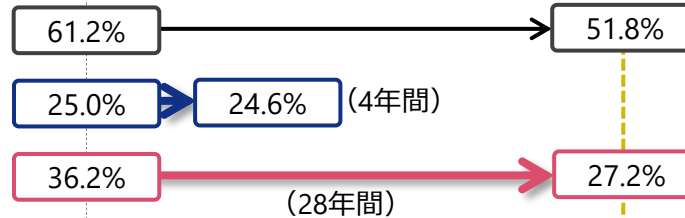
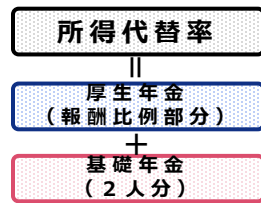


基礎年金の比率が低下することで、
厚生年金の所得再分配機能が低下。
(低所得層ほど年金の水準が低下)

《現行》



《適用拡大②》

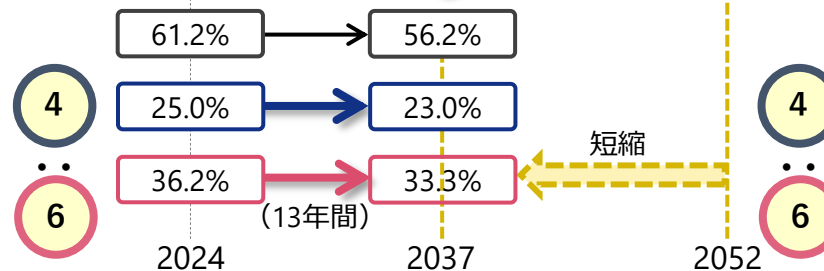
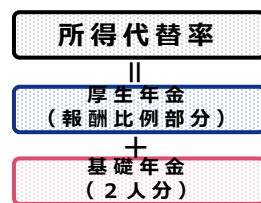


注：適用拡大②

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

《適用拡大② + 給付調整の早期終了》



2004

2024

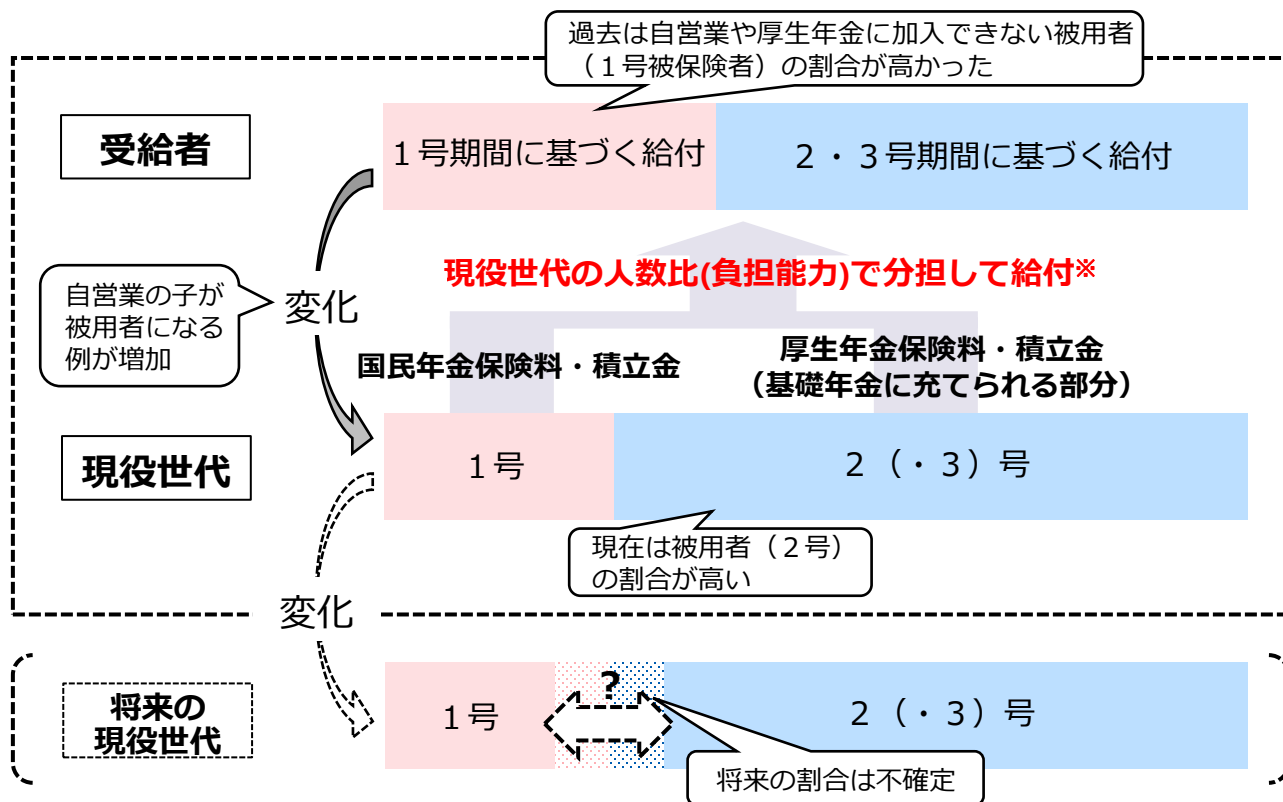
2037

2052

基礎年金の給付の考え方

- 全国民共通の基礎年金は、個々の受給者がどの制度にどれだけ加入していたかにかかわらず、基礎年金を支給する時点の現役世代が人数比で分担して給付の費用を担う「**国民全体で支える仕組み**」
- 基礎年金の底上げのための措置を実施する場合、こうした仕組みをより安定的にするため、厚生年金の積立金をより多く基礎年金の給付に充当※ ※ 現役世代の人数比に加え、積立金の比率を考慮（厚生年金は1号の中の被用者の数を勘案）

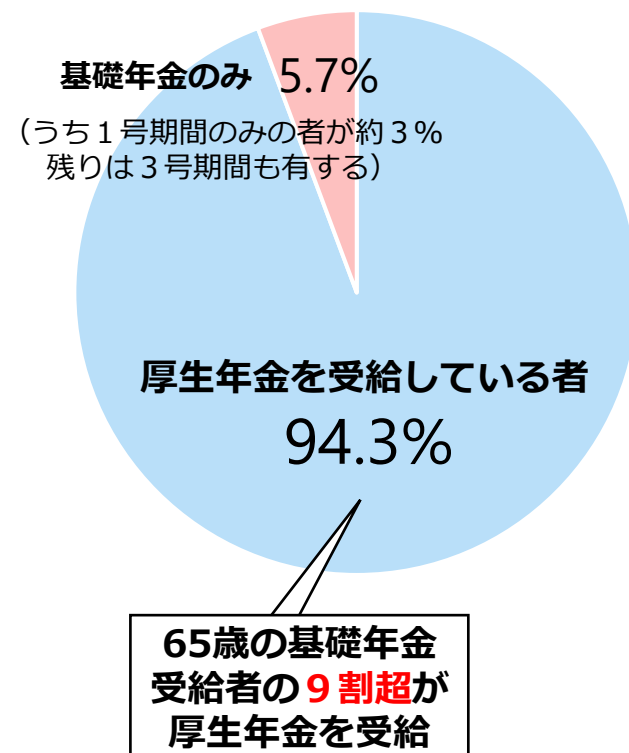
現行の基礎年金の給付の考え方



(注) 1号：自営業者・学生・厚生年金に加入できない被用者等
2号：厚生年金に加入している被用者
3号：2号の被扶養配偶者

※ 産業構造や就業構造が変化する中、被用者(2号)が自営業等(1号)を支えたり、自営業等(1号)が被用者(2号)を支えたりすることを想定した仕組み

(参考) 65歳の基礎年金受給者の受給状況

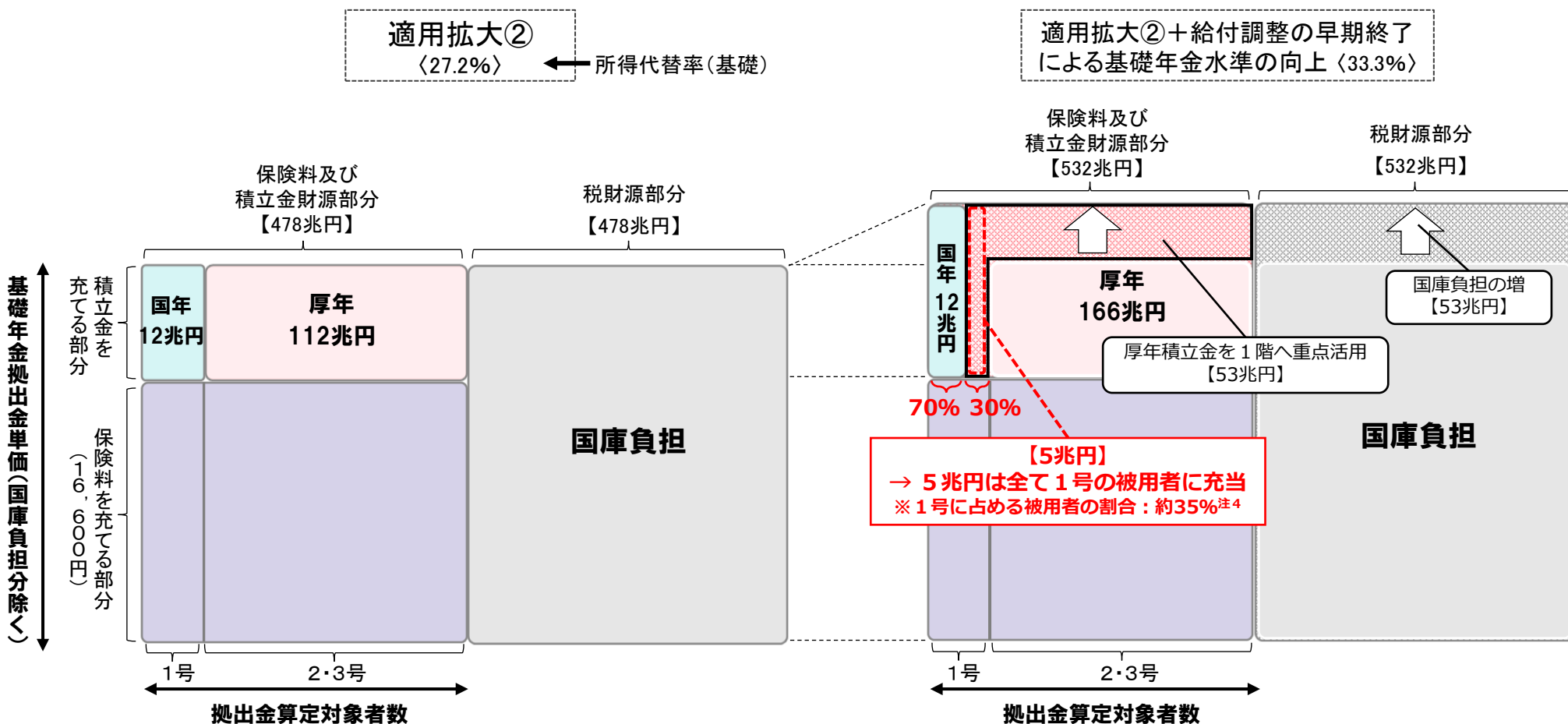


基礎年金の財政構造の変化(適用拡大②・基礎年金の給付調整の早期終了)

適用拡大②：企業規模要件の撤廃＋5人以上個人事業所の非適用業種の解消＋賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

- 基礎年金の給付調整の早期終了（調整期間の一致）により1階に重点活用される厚年積立金（53兆円）のうち、拠出金按分率の変化分は5兆円。
- この5兆円は、全て1号被保険者の中の被用者分に充当される。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1：積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金（報酬比例部分）に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。

注2：厚生年金保険料のうち1階（基礎年金）相当部分は、国民年金保険料（※）と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分（約400円）を除いた月額16,600円（2004年度価格）としている。

注3：国庫負担は特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等）に対する国庫負担）を含まない。

特別国庫負担の額は、適用拡大②：28兆円、適用拡大②＋基礎年金の給付調整の早期終了：32兆円。

注4：「1号に占める被用者の割合」は、「令和2年国民年金被保険者実態調査」等を基に推計した、適用拡大②を行った場合の数値。

注5：適用拡大②

・企業規模要件の撤廃

・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

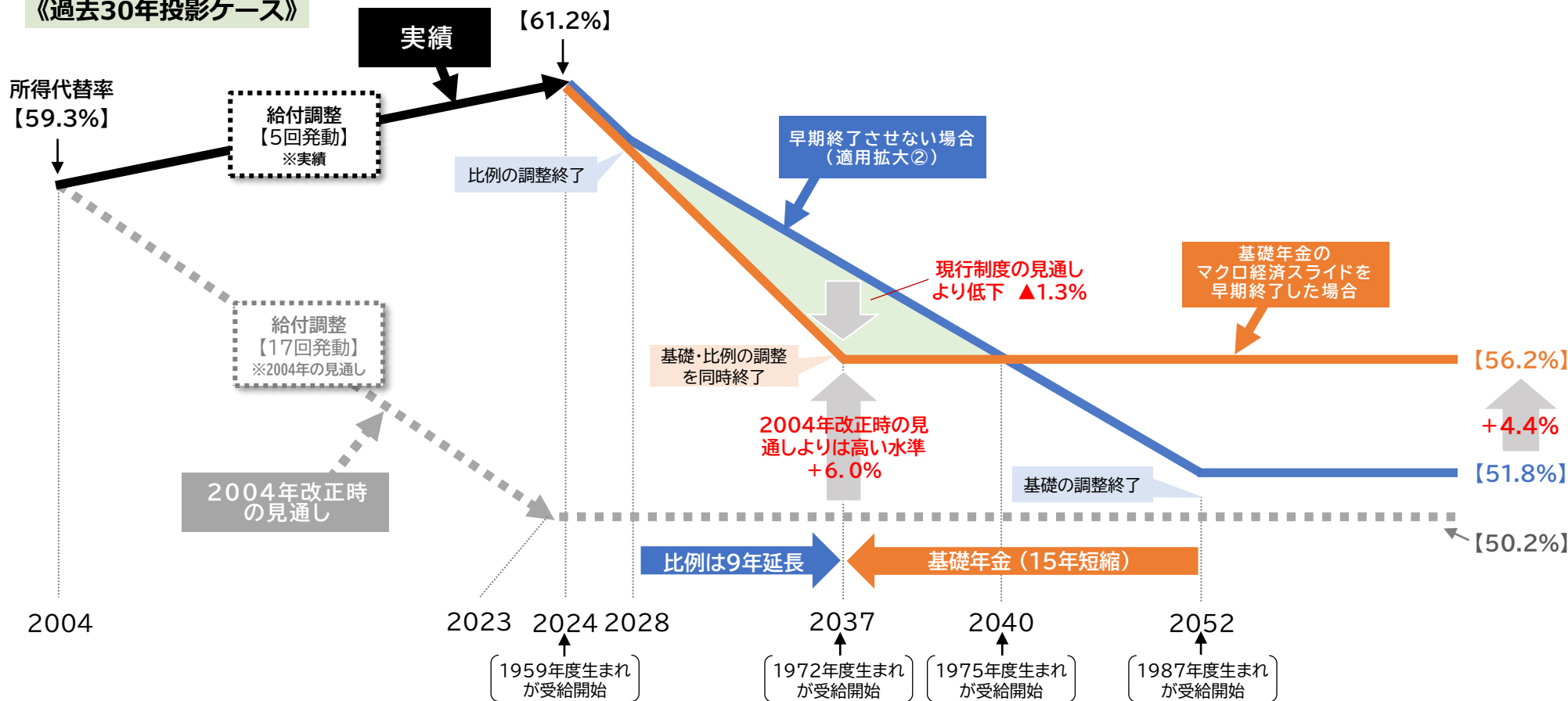
対象者
200万人

所得代替率の推移と見通し(適用拡大②<過去30年投影ケース>の場合)

- 基礎年金の給付調整の早期終了に伴い、比例(2階)の調整が継続することで早期終了を行わない場合と比べ年金水準は一時的に低下(2037年度で所得代替率▲1.3%)するが、2004年改正時の見通しと比べると高い水準(所得代替率+6.0%)。
- モデル年金の水準は、2041年度以降、適用拡大②の見通しを上回る見通しであり、1976年度生まれ以降の世代における年金水準の確保に効果的である。また、1975年度生まれ以前の世代についても2041年度以降も受給するとメリットを受ける。就職氷河期世代以後の年金水準の確保(特に低年金)に効果的である。

<所得代替率の推移 のイメージ>

《過去30年投影ケース》



【出所】令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)<過去30年投影ケース>、平成16年財政再計算(基準ケース)

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

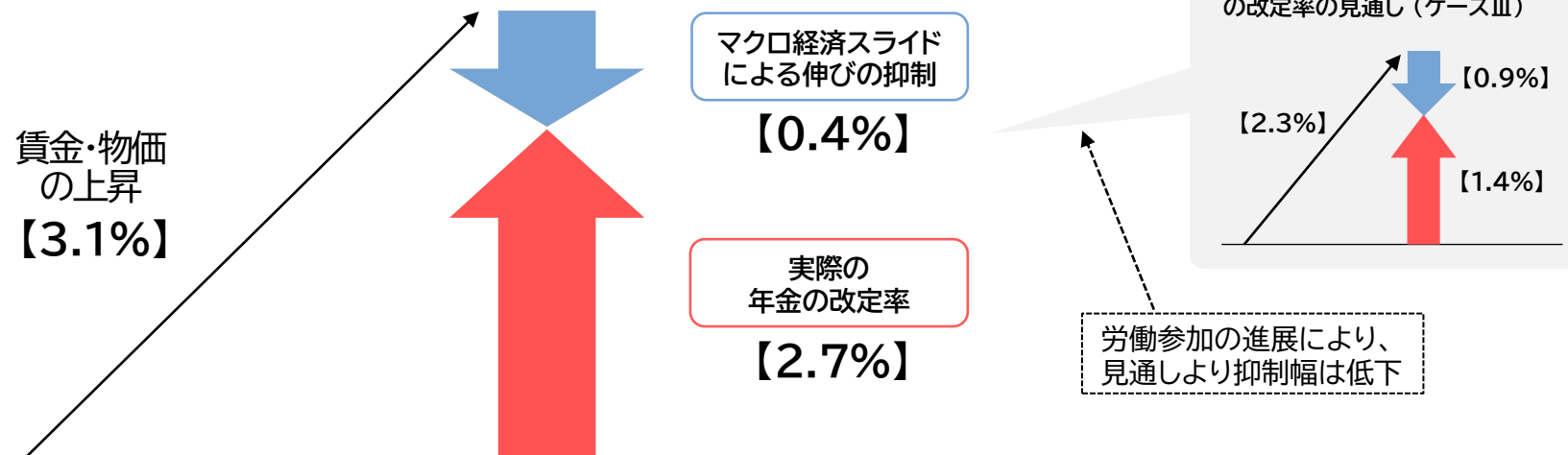
報酬比例部分(2階)の給付調整の継続による年金額改定への影響

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料 2

基礎年金の給付調整の早期終了に伴い報酬比例部分(2階)の給付調整が継続することによる年金額改定への影響を、令和6年度の改定に当てはめてみると、モデル年金(2人分)で月額370円程度、比例(2階)の給付が高い方(1人分)で月額360円程度、比例(2階)の給付が低い方(1人分)で月額40円程度、年金額の伸びが抑えられることになる。

給付調整継続中の年金額改定のイメージ (令和6年度における実際の年金額改定の例)



月額	仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額	マクロ経済スライドによる比例の伸びの抑制額	実際の改定額
モデル年金 22.6万円 { 比例: 9.2万円 基礎: 13.4万円 (2人分) }	+ 6,470円	▲ 370円	+ 6,100円
比例(2階)の給付が高い方 15.7万円 { 比例: 8.9万円 基礎: 6.8万円 }	+ 4,600円	▲ 360円	+ 4,240円
比例(2階)の給付が低い方 6.0万円 { 比例: 1.1万円 基礎: 4.9万円 }	+ 1,660円	▲ 40円	+ 1,620円

※ 1 「仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額」及び「実際の改定額」は、いずれも基礎の調整は行われるものとして計算している。

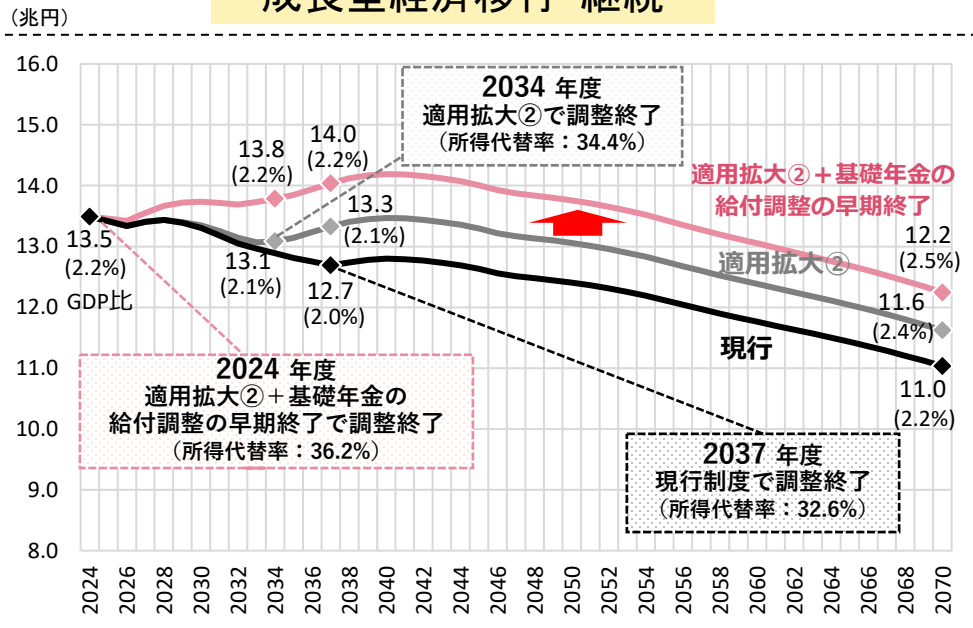
なお、上記の改定額及び抑制額は全て10円単位で四捨五入して表示している。

※ 2 「比例(2階)の給付が高い方」及び「比例(2階)の給付が低い方」の月額は、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の経歴類型別の平均年金額(男女平均)(それぞれ、いわゆる厚年期間中心の年金額、1号期間中心の年金額)。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。「比例(2階)の給付が高い方」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者、「比例(2階)の給付が低い方」とは国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者(厚生年金・国民年金第1号・国民年金第3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大②との比較）

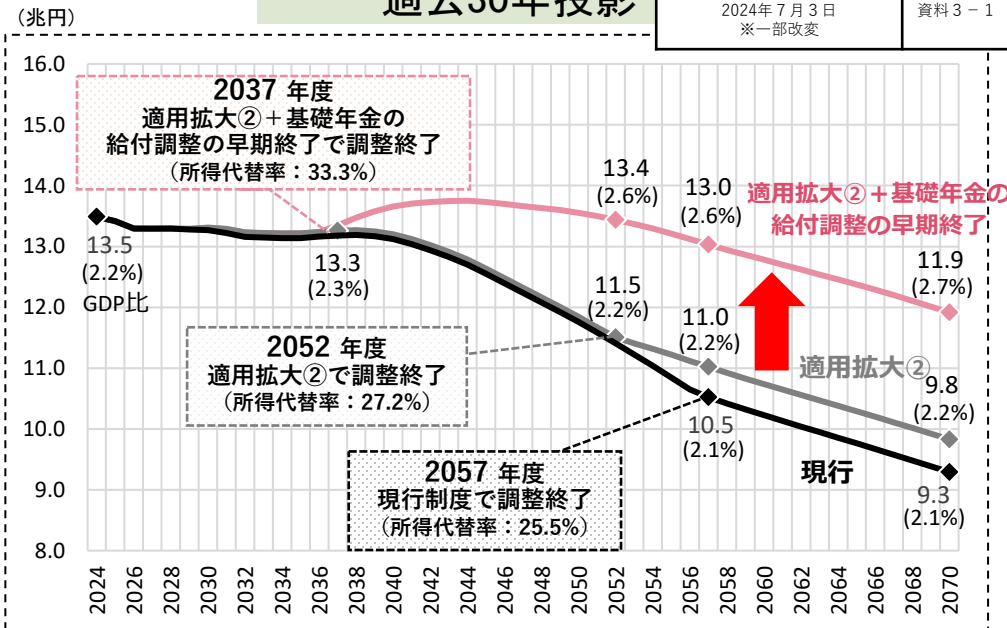
適用拡大②：企業規模要件の撤廃＋5人以上個人事業所の非適用業種の解消＋賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

成長型経済移行・継続



過去30年投影

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
※一部改変
資料3-1



	適用拡大②		適用拡大②＋基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2034	13.1	(2.1%)	13.8	(2.2%)	【+0.7】
2040	13.5	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+0.7】
2050	13.1	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+0.7】
2060	12.4	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.7】
2070	11.6	(2.4%)	12.2	(2.5%)	【+0.6】

(単位:兆円)

適用拡大②＋
基礎年金の給付
調整の早期終了
で調整終了

適用拡大②で
調整終了

	適用拡大②		適用拡大②＋基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2038	13.3	(2.3%)	13.5	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.3%)	13.6	(2.6%)	【+1.7】
2052	11.5	(2.2%)	13.4	(2.6%)	【+1.9】
2060	10.7	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.0】
2070	9.8	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.1】

(単位:兆円)

適用拡大②＋
基礎年金の給付
調整の早期終了
で調整終了

適用拡大②で
調整終了

※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。

・「所得代替率」は基礎年金2人分である。

・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

注：適用拡大②

・企業規模要件の撤廃

・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

Ⅲ. その他（離婚時分割、各種時限措置の延長等公的年金制度におけるその他の改正①）

<公的年金制度関係>

項目	現行の仕組み	見直し内容
① 障害年金等の直近1年要件の延長	現行の障害年金・遺族年金の保険料納付要件の特例措置として、令和8年4月1日前に初診日等がある場合は、初診日等のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものととして扱われる。	直近1年要件によって障害年金等の受給につながるケースが存在していることや、今後の取扱いを検討するに当たって丁寧に実態を把握する必要があることを踏まえ、令和18年4月1日前に初診日等がある場合についても引き続き適用できるよう、時限措置の10年延長を行う。 〈公布日施行〉
② 国民年金の納付猶予制度の延長	令和12年6月までの間、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件で該当の有無を判断し、実際に保険料を負担できるようになった時点で追納できる仕組み。	国民年金の納付猶予制度について、多くの者が利用していることから、令和17年6月までの間についても利用できるよう、時限措置の5年延長を行う。 〈公布日施行〉
③ 国民年金の高齢任意加入について対象を追加	昭和40年4月1日までの間に生まれた、老齢基礎年金の受給権を有しない者を対象に、65歳以上70歳未満の期間も老齢基礎年金受給に必要な資格期間に達するまで、任意加入の特例として国民年金へ加入することを認め、保険料を納付することにより年金の受給権に結びつけることとしている。	引き続き保険料納付意欲がある者の年金受給の途を開くため、昭和50年4月1日までの間に生まれた、老齢基礎年金の受給権を有しない者も利用できるよう措置することで本措置の延長を行う。 〈公布日施行〉
④ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるための措置	概ね100年間の厚生年金財政の均衡が見込まれる時に報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を終了することとされており、令和6年財政検証（過去30年投影ケース）では、I1の被用者保険の適用拡大を行う場合には、令和10年度までの給付調整が必要な見込みとなっている。	前回（令和2年）改正法附則による公的年金制度の所得再分配機能等の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度（令和12年度を予定）まで継続する。 〈公布日施行〉
⑤ 離婚時分割の請求期限の伸長	離婚する際、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録を分割することが可能であり、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、2年の請求期限を設けている。	民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても2年から5年に伸長する。 〈公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行〉

Ⅲ. その他（公的年金制度におけるその他の改正②、 企業型DCの拠出限度額の拡充等私的年金制度におけるその他の改正）

<公的年金制度関係>

項目	現行の仕組み	見直し内容
⑥ 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容	遺族厚生年金の受給権者は、老齢年金の繰下げ受給はできないこととされている。	高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえて、年金を増額させたいという受給権者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給権者についても、繰下げ申出を認める。※老齢厚生年金の繰下げについては、遺族厚生年金を請求していない場合に限る。 〈令和10（2028）年4月施行〉

<私的年金制度関係>

項目	現行の仕組み	見直し内容
① 企業型DCの拠出限度額の拡充	企業型DCの加入者は、事業主の拠出に上乗せして掛金を拠出する企業型年金加入者掛金の拠出（マッチング拠出）が可能であるところ、マッチング拠出は事業主掛金の額を超えてはならないという制限が設けられている。	事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し老後の資産所得の確保が可能となるよう、当該制限を撤廃する。 〈公布から3年以内の政令で定める日施行〉
② 簡易型DC制度の見直し	企業型DCにおける手続を簡素化した制度である簡易型DC制度においては、従業員が300人以下の中小事業主について、企業型DCの加入者の範囲を固定・拠出額を定額とする等により、通常の企業型DCの実施の申請において提出が必要とされる書類の提出を不要としている。	簡易型DC制度のうち、手続の一部を通常の企業型DCに適用することで、通常の企業型DCを中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善し、簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合する。〈令和8（2026）年4月1日施行〉
③ 石炭鉱業年金基金制度の見直し	石炭鉱業に従事する坑内労働者のための老齢給付を行うことを目的として、昭和42年に石炭鉱業年金基金法に基づき、石炭鉱業年金基金が設立された。	石炭鉱業年金基金制度について、加入者の意思をより反映できる一般的な制度であるDB制度に移行することが、より加入員・受給者の保護に資することから、石炭基金をDB制度に移行して、年金給付等の権利義務を承継することとし、これをもって石炭基金法を廃止する。〈令和7（2025）年10月1日、令和8（2026）年4月1日、公布から5年以内の政令で定める日施行〉

4

今後の検討課題

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年年金改正法の附則の検討規定

(検討等)

- 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第四項までに定める事項を除く。）について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（参考1、2）
- 2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。

(参考1) 平成25年プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号））附則

第六条 （略）

- 2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
 - 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
 - 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
 - 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 令和2年改正法（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第20号））附則

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 （略）
- 3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4～6 （略）

令和7年年金改正法 附帯決議（1／3）

	衆議院厚生労働委員会（令和7年5月30日）	参議院厚生労働委員会（令和7年6月12日）
被用者保険の適用拡大・保険料調整制度	一 企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。 二 被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額と比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第一号被保険者から第二号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかと指摘があることを考慮しつつ、第一号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第二号被保険者の範囲について整理すること。 三 短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和十年十月から週十時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週十時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。	一、企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。 二、被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額と比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第一号被保険者から第二号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかと指摘があることを考慮しつつ、第一号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第二号被保険者の範囲について整理すること。 三、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和十年十月から週十時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週十時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。
遺族年金	四 子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。	四、遺族厚生年金の見直しについては、見直しの対象者や給付への影響等の具体的内容に加えて、配慮が必要な者には有期給付の原則五年間の支給期間経過後に継続給付が行われること等について、国民への分かりやすい周知・広報を行い、不安の解消に努めること。 五、子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。

令和7年年金改正法 附帯決議（2／3）

	衆議院厚生労働委員会（令和7年5月30日）	参議院厚生労働委員会（令和7年6月12日）
障害年金	五 障害年金の判定に際しては、障害年金の不支給が急増したとの報道を受けて六月に公表される令和六年度における認定状況の実態把握のための調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援B型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。 六 障害厚生年金の支給要件について、過去に一定の厚生年金被保険者期間がある場合に被保険者資格喪失後にある初診日であっても支給を認める「長期要件」や被保険者資格喪失後の一定期間内にある初診日を認める「延長保護」などを検討し、必要な措置を講ずること。また、多様な障害種別に配慮し、当事者や関係者の実情を踏まえ、障害年金制度の見直しを進めること。	六、障害年金の判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援B型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。
クローバック等	七 低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	七、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
基礎年金底上げ等の財源確保	八 老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	八、老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

令和7年年金改正法 附帯決議（3／3）

	衆議院厚生労働委員会（令和7年5月30日）	参議院厚生労働委員会（令和7年6月12日）
基礎年金の拠出期間延長・ 第3号被保険者制度等	九 次期財政検証では、四十年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の四十年から四十五年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。その他、次期年金制度改正に向けては、第三号被保険者制度の在り方、年金生活者支援給付金等を含めた低年金者の支援の在り方といった課題についても、速やかに検討を進めること。第三号被保険者制度については、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。	九、次期財政検証では、四十年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の四十年から四十五年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて速やかに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。 十、第三号被保険者制度の在り方の見直しについては、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。
次期財政検証とそれを踏 まえた速やかな制度改正	十 年金制度改革は五年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。 十一 次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和二年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。	十一、年金制度改革は五年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。 十二、次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和二年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。
その他の事項	十二 令和二年法改正時の附帯決議のうち、年金の繰下げ受給における加算等の不支給及び負担の増加に関する国民へのわかりやすい周知、個人型確定拠出年金に係る中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等の拡大等、複数の事業所で勤務する者で労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合の被用者保険の適用等十分に実施できていない事項が指摘されていることを踏まえ、今後更に必要な検討を加え必要な措置を講ずるように努めること。 十三 令和二年法改正による条文誤りがあり、厚生労働省が法律と実際の運用とに乖離があることに気づきながら運用で対応していたことについては好ましくないことであり反省を求めるとともに、今後は厚生労働省において条文誤りがあると気づいたときには、同様の事態が生じないように早急に必要な措置を講ずること。 十四 年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民へのわかりやすい周知・広報を行うこと。	十三、次期年金制度改正に向けては、年金制度が国民生活に深く関わるものであるという認識の下、広く国民的な議論を喚起するような進め方について工夫すること。 十四、年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民への分かりやすい周知・広報を行うとともに、学校教育段階での年金制度を含むワークルール教育の推進について取組の強化を行うこと。 十五、日本国内にある約百八十か国・地域の外国公館（大使館・領事館など）で働く日本採用の労働者の多くが長年にわたって被用者保険に加入していない状況を踏まえ、被用者保険の適用について、本件に係る昭和三十年厚生省通知の見直しや、被用者保険を強制適用にすることも含めて検討し、その結果に基づき、関係省庁等との調整を行った上で速やかに必要な措置を講ずること。